

平成 19 年度開発途上国等における国土政策支援調査検討業務

平成 19 年度国土政策セミナー
「東アジアにおける国土計画をめぐる
構造変化と今後の計画のあり方」
報 告 書

平成 20 年 3 月

国土交通省 国土計画局

第1章 調査の概要

1. 調査目的

アジア地域の開発途上国（以下「アジア諸国」という）の国土計画や経済開発計画は、国によって異なる制度を持っているが、それぞれの国の経済成長と均衡ある国土開発を先導する上で大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、計画を取り巻く情勢は大きく変化しつつあり、特に地方分権化や経済の自由化、規制緩和等が進み、また、政治行政機構の改革が行われる中で、従来の中央集権的、トップダウン的な計画制度は大きな変化が生じている。

一方、日本においては、2001年に中央省庁の再編が行われ、2005年には国土総合開発法が改正された。現在、新しい国土形成計画法に基づき、「国と地方の協働」を特徴とする新しい国土形成計画が近く決定される見込みである。

このため、本調査では、アジア諸国における国土計画を取り巻く状況及び国土計画の課題を整理するとともに、各国の国土政策担当者、学識経験者等の参加による「国土政策セミナー」を開催し、アジア諸国における国土計画の将来を展望することにより、開発途上国における国土政策分野の政策技術の向上など今後の国土計画の推進に資することを目的とした。

2. 調査内容

本調査は、以下の項目を含むものであった。

アジア諸国における国土計画をめぐる状況変化の整理

調査対象国（中国、タイ、インドネシア、ベトナム及びフィリピンの5か国）における国土計画（経済開発計画、空間計画、インフラ整備計画、全国的な土地利用計画等）の現状を把握し、問題点・課題の整理を行った。

セミナーの開催

上記の業務を踏まえ、調査対象国の国土政策担当者、学識経験者等を招聘し、国土政策セミナーを開催した。今回のセミナーは、近年、東アジア諸国の国土計画を取り巻く情勢が大きく変化しており、各国において従来の中央集権的・トップダウン型の計画制度は大きな変革を迫られていることに鑑み、「東アジアにおける国土計画をめぐる構造変化と今後の計画のあり方」をテーマとした。

まとめ

上記 の調査結果、 の国土政策セミナーの議論及び過去の国土政策セミナー等の議論を踏まえ、アジア諸国における国土計画をめぐる状況変化及びそれらを踏まえたアジア地域の開発途上国に対する国土政策分野の連携可能性、支援方策について検討、まとめを行った。

第2章 アジア諸国における国土計画をめぐる状況変化の整理

1. アジア諸国の国土計画の概観

本節では、東アジア諸国（平成19年度国土政策セミナー参加の6か国）の国土に関わる計画を概観した。東アジア諸国の国土に関わる計画を、便宜的に社会経済開発計画と国土空間計画に区分して列挙すると次の通りである。

	社会経済開発計画	国土空間計画
中国	国民経済と社会発展第11次5ヵ年計画(2006-2010)	1997-2010 全国土地利用全体計画 綱要 全国都市システム計画 など
タイ	第10次経済社会開発計画 (2007-2011)	
インド ネシア	国家長期開発計画 (2005-2024) 国家中期開発計画 (2005-2009)	国家空間計画（1997年策定、25年計画）
フィリ ピン	中期フィリピン開発計画 (2004-2010)	空間計画のための国家フレームワーク(2001-2030)
ベトナム	社会・経済開発戦略 (2001-2010) 社会・経済開発5ヵ年計画 (2006-2010)	全国都市開発戦略（1998年策定）
日本		国土形成計画全国計画（策定中、概ね10年間）

以下では、各国の社会経済開発計画、空間計画について、計画の性格、位置づけ及び現行計画（名称、計画期間、策定機関、目標及び戦略）を概観する。

（1）中国

社会経済開発計画：国民経済と社会発展第11次5ヵ年計画（2006～2010年）

- ・ 全国人民代表大会で決定（案は国务院、国家发展改革委員会が起草）。
- ・ 目標・戦略を挙げると次の通り。
 - 社会主義新農村を構築する（三農（農業、農村、農民）問題の解決）。
 - 経済構造調整と成長方式の転換を加速する。
 - 地域間の調和のとれた発展を促進する（全国を4種類の主体的機能区（最適化開発区、重点開発区、開発規制区、開発禁止区）に分類）。

- 自主的な創造・革新能力の増強に力を入れる。
- 調和のとれた社会の建設に努力する。
- その他（行政管理体制の改革、廉潔政治の建設、公務員）

国土空間計画

- ・ 2001 年 8 月に国土資源部が天津、深圳両市を国土計画のモデル都市に指定し、国土計画を試行。天津市国土計画は次の通り。
（計画期間）2002～2030 年
（策定機関）天津市都市計画局・国土資源局
（目標）
 - 持続的発展かつ活力の溢れる経済中心都市
 - 海・山・水・農地・都市が調和的で共存する生態都市
 - 魅力のある沿岸都市
 - 多様化された国際的歴史文化都市
 - 安全でかつ快適で集積力を有する居住都市
 - 広域的協力を有する国際都市
- ・ 国家発展改革委員会は、長江デルタ、北京・天津・河北大都市圏の地域計画を立案し、2007 年 2 月時点（前回のセミナー）では国務院の公布を待っているとのことだった。

（２）タイ

社会経済開発計画：第 10 次経済社会開発計画（2007～2011 年）

- ・ 国家経済社会開発庁(NESDB)が策定し、内閣が承認し、政令として発布される。
- ・ 目標・戦略を挙げると次の通り。
 - 社会開発と人間開発（教育、医療、モラル、倫理、治安、安全等）
 - 強いコミュニティの実現と環境との共存（参加、計画・知識マネジメント、ネットワーク等）
 - 競争力のある経済（タイの固有性を生かした付加価値、経済・投資基盤の強化等）
 - 環境保護・保全
 - 良好なガバナンスの実現、農村への所得分配、分権化

国土空間計画

- ・ 内務省公共事業都市・地方計画局(DPT)が所管。全国の空間計画は取りまとめ段階で 2008 年半ばには策定の予定とのことである（2008 年 1 月のインタビューによる）。

（３）インドネシア

社会経済開発計画：国家長期開発計画（2005～2025 年）

- ・ 国家開発計画庁(BAPPENAS)が策定し、法律として発効する。
- ・ 目標と戦略は次の通り。
 - 国家の競争力の強化
 - 法に基づく民主的社会の構築
 - 安全、平和で統一のとれたインドネシアの実現
 - 地域間の経済格差の是正
 - インドネシアの環境の質の向上と持続可能な開発の促進
 - 民族性と市民性を有する人材開発
 - 友好的かつ活発な国際関係の構築と国際社会におけるインドネシアの役割の強化

国土空間計画：国家空間計画（1997年策定、25年間）

- ・ 国家空間計画調整委員会(BKTRN、委員長：経済担当調整相、事務局長 BAPPENAS 長官、事務局：公共事業省空間計画局)が策定し、政令として発効する。
- ・ 目標は次の通り。
 - 持続可能な方法で天然資源を利用し、コミュニティの福祉を増大させる。
 - 地域間・セクター間の調整を図り、持続可能な土地利用を進める。
 - 国家の安全を確保し、統一を図る。
 - 環境の質を高めるとともに環境破壊を防ぐ。
- ・ 保全地区、開発地区、特別地区の別に戦略を記述する。

各国の国土に関わる計画の概要(1)

国名	中国	タイ	インドネシア
社会 経済 計画	名称	国民経済と社会発展第11次5ヵ年計画	第10次経済社会開発計画
	計画期間	2006 - 2010年	2007 - 2011年
	策定機関	全国人民代表大会	国家経済社会開発庁 (NESDB)
	目標、戦略	・社会主義新農村の構築 ・経済構造調整、成長方式転換 ・地域間の調和のとれた発展 ・自主的な創造・革新能力強化 ・調和のとれた社会の建設	・社会開発と人間開発 ・強いコミュニティの実現と環境共存 ・競争力のある経済 ・良好なガバナンスの実現
空間 計画	名称	モデル都市(天津、深圳)を指定し国土計画を試行。(国土資源部)	国家長期開発計画
	計画期間		2005 - 2025年
	策定機関	地域計画(長江デルタ、北京・天津・河北大都市圏)を策定。(国家発展改革委員会)	国家開発計画庁 (BAPPENAS)
	目標、戦略		・持続可能な天然資源の利用、コミュニティの福祉増大 ・地域間・セクター間調整による持続可能な土地利用 ・環境の質の向上と環境破壊防止

(4) フィリピン

社会経済開発計画：中期フィリピン開発計画（2004～2010 年）

- ・ 国家経済開発庁(NEDA)が策定し、NEDA 評議会（省庁間の合議体）の承認を受ける。
- ・ 計画期間（6 年間）は大統領の任期に対応している。
- ・ 目標・戦略を挙げると次の通り。
 - 生産性・市場アクセス性に優れた 200 万ヘクタールの農業ビジネス用地の開発
 - アロヨ政権が 2002 年に取り組みを開始した交通・情報ネットワークの全国展開の実現
 - 電力と水の全国的安定供給
 - 経済活動の増進を伴ったマニラ首都圏の混雑緩和、並びにルソン、ビサヤ、ミンダナオの新都心での行政・ビジネス・居住の拡大
 - 東南アジア最大の競争力を持つ国際サービス・ロジスティクス・センター「クラークスービック・コリドー」の形成

国土空間計画：空間計画のための国家フレームワーク（2001～2030 年）

- ・ 関係大臣でメンバー構成された国家土地利用委員会が NEDA を事務局として策定する。
- ・ NFPP は、フィリピンの土地並びに物的資源の計画的な配分、利用、管理に関する分析用パラメーターを提供する。NFPP は、国レベルならびに地域レベル各層での資源の計画・管理指針の枠組みとして役割を果たすことを意図している。
- ・ NFPP は以下の国家発展の展望を掲げる。

国家発展の展望は、社会的な公平性を伴った持続的な発展・成長を基礎とする。それは、国土その他の物的資源が現世代および将来世代の双方にとって経済的に最大便益をもたらすような、あらゆる世代の国民に適した発展である。
- ・ NFPP は、その国家的展望を達成するため、以下の原則を掲げる。

土地利用計画、空間計画、関連計画の策定は、土地と水資源の持続性に十分配慮して利用と配分を図る原則に則って進めなければならない。こうした原則は、以下を含む。

 - 食糧安保
 - 環境的持続性と生態系の健全性
 - 合理的な都市開発
 - 空間的統合
 - 物的、自然資源への公平な利用機会
 - 公 - 民連携
 - 国民のエンパワーメント（力づけ）
 - 先住民族の権利の認識
 - 市場指向

(5) ベトナム

社会経済開発計画：社会・経済開発戦略（2001～2010 年）

- ・ 計画・投資省が策定し国会の承認を受ける。
- ・ 目標・戦略を挙げると次の通り。
 - 国を開発途上から脱する（人々の物的・文化的・精神的生活の著しい改善、2020 年までに現代志向の産業国家となるべく基礎を整える）
 - それを保証するために人的資源、科学的・技術的能力、社会基盤、経済、防衛と安全保障の能力を拡大する。
 - 社会主義市場経済の態勢を基本として確立する。

国土空間計画：国家総合都市開発計画（2000～2020 年）

- ・ 建設省が策定し、首相によって承認された法定計画である。

国土都市開発のビジョン

- 1 都市開発は、労働力の配分と水準と調和させて行われるべきであり、各都市の内発的発展力の技術的・経済的基盤の確立に集中させるべきである。
- 2 全国土における大都市圏、大都市、第二位都市、中小都市の合理的発展と分布。都市化と農村開発が調和したバランスのとれた地域間の開発。
- 3 都市開発は社会技術・基盤の開発と同時並行的に行われるべきである。
- 4 都市開発は安定性と持続性を保障すべきである。
- 5 都市の新しい開発と都市更新を調和させ、文化のアイデンティティと国の伝統の保全に特に注意を払う。
- 6 新科学技術の適用、技術の達成、科学的発展の研究
- 7 都市開発を社会的安全と国土防衛・安全保障と調和させるべき。
- 8 都市更新と同時に新規開発にも様々な資源を投入し、計画と法的権限に従って開発コントロールを強める

2020 年に向けた都市開発の方向性

国土の都市ネットワークにおける都市の機能

- ・ 主要都市は経済、政治、文化、技術、訓練において中心的な役割を果たし、地域、国土、地域間の交通と情報通信の中心的ハブとなる。
- ・ 中小規模の都市は地域における経済、文化、サービスの中心的役割を担う。
- ・ 町村は都市化を推進するため、基礎自治体もしくは基礎自治体のネットワークにおける経済、文化およびサービスの中心的役割を担う。

(6) 日本：空間計画：国土形成計画全国計画（策定中、概ね 10 年間）

- ・ 国土交通省が策定し閣議決定を経る。
- ・ 戦略的目標は次の通り。
 - 東アジアとの円滑な交流連携
 - 持続可能な地域の形成
 - 災害に強いしなやかな国土の形成
 - 美しい国土の管理と継承
 - 「新たな公」を基軸とした地域づくり

各国の国土に関わる計画の概要(2)

国 名	フィリピン	ベトナム	日 本
社会 経済 計画	名 称	中期フィリピン開発計画 (MTPDP)	経済・社会発展戦略
	計画期間	2004 - 2010年	2001 - 2010年
	策定機関	国家経済開発庁(NEDA)	計画投資省(MPI)
	目標、戦略	・1000万の雇用の創出(起業支援、農業ビジネス等) ・交通・情報ネットワークの全国展開 ・電力、水の全国的安定供給 ・マニラ首都圏の混雑緩和、拠点都市の育成(ルソン、ビサヤ、ミンダナオ) ・クラーク・スービック・コリドーの形成	・人々の物的・文化的・精神的生活の著しい改善、2020年までに現代的産業国家となる基礎を整える ・人的資源、科学的・技術的能力、社会基盤、経済等の拡大 ・社会主義市場経済体制を基本として確立
空間 計画	名 称	空間計画のための国家フレームワーク	国家総合都市開発計画 国土形成計画全国計画
	計画期間	2001 - 2030年	2000 - 2020年
	策定機関	国家土地利用委員会	建設省 国土交通省
	目標、戦略	・持続性と生態系の健全性 ・合理的な都市開発 ・物的・自然資源の公平な利用 ・公 - 民連携、エンパワーメント ・市場指向	・東アジアとの円滑な交流連携 ・持続可能な地域の形成 ・災害に強いしなやかな国土 ・美しい国土の管理と継承 ・「新たな公」

2．アジア諸国の国土計画の構造変化

本節では、近時のアジア諸国の国土計画の構造変化の概要、状況、今後の見込み等について、情報収集（文献調査、ヒアリング等）及び分析等を行った。

（１）問題意識

東アジア諸国の国土計画や経済開発計画は、各国の経済発展と均衡ある国土開発を先導する上で重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、計画を取り巻く情勢は大きく変化している。東アジア地域には、日本、韓国、シンガポール等の現在の先進国、開発が進んでいる ASEAN 諸国、計画経済から市場経済への転換を進めている国など様々な国が存在するが、いずれにせよ、共通して指摘できるのは、特にグローバル化、経済の自由化や規制緩和、地方分権化等が進展し、また政治・行政機構の改革が行われる中で、従来の中央集権的な計画制度は大きな変革を迫られている点である。このような各国の国土に関わる計画を取り巻く環境変化としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

経済社会のグローバル化の進展（これに伴う国土・地域に対する政策手段に及ぼす影響、計画機関と関係する国内外の官民主体との関係変化を含む。）

経済の自由化、規制緩和及びそれらの流れに伴う官民関係の変化

地方分権の進展など中央政府・地方政府間の関係変化

政治・行政機構の改革（政策の形成・実施過程の透明性確保、多様な主体の政策形成への参画等を含む。）

こうした中、日本では 2005 年に従来の中央集権型の国土計画制度を抜本的に改正し、「国と地方の協働」を特徴とする国土計画制度を創設した。新しい国土計画である国土形成計画 National Spatial Strategies は近く決定される見込みである。

（２）東アジア諸国の国土に関わる計画の構造変化

上記（１）に挙げられるような要因・変化を背景に、各国の国土に関わる計画に近年どのような変化が現れたか、研究者等の観察を列挙すると次の通りである。

地域間格差是正から都市機能の集積・育成へ

- ・ 産業立地政策による地域間格差是正を目標に掲げた国土単位での政策形成が難しくなり、一部の国では国土計画の存在意義自体が議論されるようになった。
- ・ 地域格差是正を謳う国土政策（建前）と経済成長を進めようとする実際の産業立地政策（本音）に矛盾が生じ、地域格差是正政策を見直す動きが見られた。特に都市への機能集積が重視されるようになった。（韓国）
- ・ 産業政策上は主要な都市地域を重視する一方で、地方対策として格差是正とは異なる福祉的な観点からインフラ整備等を行うようになった。（タイのタクシン政権下）

国家の計画機能の変化（地方分権、政策の透明性、多様な主体の参画、計画の性格がガイドラインの設定へ）

- ・ 中央政府の計画機能（国家計画機関）の弱体化がみられた。（フィリピン、インドネシア、タイ）
- ・ 中央政府が計画機能の一部を手放す一方、政策策定・調整機能が実質強化された。（中国の国家計画委員会の国家発展・改革委員会への改組）
- ・ 中央政府の機能・権限の地方移譲の状況下、政策策定・調整の焦点が公共支出や形式的な計画書の立案（５ヵ年計画、長期計画等）から、セクター構成・市場機構・規制システムのデザインと、その経済的・社会的・環境的評価に変化した。（インフラ整備に関して）
- ・ 地方分権化を促し、空間計画における各層の政府の役割の明確化が指向されている。計画作成段階では様々な政府レベルで広く社会から多くの意見を取り込むこととされた。（インドネシア）

地域レベルの政策調整、地域計画の重視

- ・ グローバル化の進展と環境保全への関心向上の下、地域レベルの空間調整プロセスが重要になってきた。地域計画は多くのアジア諸国で一層発展する分野となりつつある。

（３） 今後の国土に関わる計画の視点

以上を踏まえると、各国の国土に関わる計画は、各々が置かれている状況や過去からの経緯によって多様であるが、その中で各計画に共通している視点としては、例えば次のようなものが挙げられる。これらの点は今後の国土計画の内容やシステムのあり方を考える上で踏まえるべき共通事項であると考えられる。

- 地域の競争力強化・地域の自立と、地域間の均衡・調和のとれた発展とのバランス
- サステナビリティ（国土資源、環境、コミュニティ等の広範な局面）
- 東アジア地域を視野に入れた位置づけ、東アジア各国との交流・連携の深化

第3章 国土政策セミナーの概要

1. セミナーの目的

アジア諸国においては、グローバル化の進展、都市・環境問題、急激な土地利用転換の問題など、各国の共通する国土政策上の課題を抱えている。そこで、国土交通省では、アジア各国の国土政策分野の専門家との情報交換・共有を推進し、アジア地域との国土政策分野における交流・連携を図ることにより、アジア地域の開発途上国における国土政策分野の政策技術の向上など今後の国土計画の推進に資することを目的とした。

を目的に、各国の専門家を招いた国土政策セミナーを毎年開催している。

本年度のセミナーでは、新しい国土形成計画の策定・推進に当たって東アジア諸国との連携を視野に入れることの重要性の認識が強まっていることをふまえ、特に近年めざましい経済発展を遂げている東アジア諸国と交流・連携をさらに深めるため、「東アジアにおける国土計画をめぐる構造変化と今後の計画のあり方」をテーマとして、中国、タイ、インドネシア、ベトナム及びフィリピンの各国政府の国土政策関係の担当者及び専門家を招聘し、開催した。

2. セミナーの概要

セミナーでは、参加各国から1～2テーマずつ発表を行い、その後、東アジア地域の国土政策、地域開発政策の現状と展望、連携方策の方向性等について、意見交換を行った。

- (1) 開催日時： 平成 20 年 3 月 19 日（水）10:00～18:00
- (2) 開催場所： グランドアーク半蔵門
千代田区隼町 1 - 1 TEL：03-3288-0111（代）
- (3) テーマ： 「東アジアにおける国土計画をめぐる構造変化と今後の計画のあり方」
- (4) 招聘者： 各国政府国土政策関係部局担当者（招聘機関は次のとおり）
 - 中国 国土資源部
 - タイ 国家経済社会開発庁、内務省土木・都市計画局
 - インドネシア 公共事業省空間計画局
 - ベトナム 計画投資省開発戦略研究所
 - フィリピン 国家経済開発庁地域開発調整局
- (5) 使用言語： 日本語・英語（同時通訳）

3. プログラム

平成 19 年度国土政策セミナー「東アジアにおける国土計画 をめぐる構造変化と今後の計画のあり方」プログラム

- 10:00-10:10 **開会、主催者挨拶** 国土交通省大臣官房審議官（国土計画局担当） 丹上 健
- 10:10-10:50 **基調講演「東アジアにおける国土開発の新局面：タイにおける経済自由化、分権化、地域化及びクラスターアプローチ」**
講師：東京大学社会科学研究所教授 末廣昭
- 10:50-11:00 **コーヒー・ブレイク**
- 【日本側発表】**
- 11:00-11:20 新しい国土計画の策定と推進
発表者：国土交通省国土計画局総合計画課長 鳥飼哲夫
- 11:20-11:30 東アジア諸国の国土計画の概観
発表者：財団法人日本開発構想研究所研究主幹 橋本拓哉
- 【国別発表：タイ】**
- モデレーター：大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授 瀬田史彦
- 11:30-11:50 政策編成における相反的統合：タイの土地利用計画制度に対する影響の増大
発表者：内務省土木・都市計画局総合・特定計画部上級建築家
トンチャイ・ロチャナカナン
- 11:50-12:10 タイの空間計画における構造転換
発表者：国家経済社会開発庁空間計画事務所長 ニタヤ・クモンワタナニサ
- 12:10-12:30 質疑応答
- 12:30-13:50 **昼食**
- 【国別発表：ベトナム、フィリピン】**
- モデレーター：大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授 瀬田史彦
- 13:50-14:10 ベトナムの経済構造転換過程における先導地域開発構想
発表者：計画投資省開発戦略研究所総局経済専門家グエン・ティ・ラン・フオン
- 14:10-14:30 全国および広域地方を対象とするフィリピンの計画の方向性
発表者：国家経済開発庁地域開発調整局課長補佐（経済開発専門家）
レメディオス・サリオノ・エンデンシア
- 14:30-14:50 質疑応答
- 14:50-15:10 **コーヒー・ブレイク**
- 【国別発表：インドネシア、中国】**
- モデレーター：大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授 瀬田史彦
- 15:10-15:30 国家空間戦略のシステムと観点の変化：経済、社会・政治、環境的課題に対応して
発表者：公共事業省空間計画局長 イمام・サントソ・エルナイ
- 15:30-15:50 中国の国土計画の過去、現状および将来
発表者：国土資源部情報センター助教授 劉新衛
- 15:50-16:10 質疑応答
- 16:10-16:30 **コーヒー・ブレイク**
- 16:30-17:45 **総括討議**
パネリスト：東京大学大学院工学系研究科准教授 城所哲夫（司会兼コメンテーター）
各国招聘者、国土交通省国土計画局
- 17:45-17:50 **閉会**
- 17:50-18:15 **会場移動**
- 18:15-19:30 **懇親会**

（敬称略）

4．主要な討議内容と総括

(1) 基調講演「東アジアにおける国土開発の新局面：タイにおける自由化、分権化、地域化及びクラスターアプローチ」(末廣昭氏)

基調講演は、タイを事例とするが、経済自由化、分権化、地域協力、そしてクラスターアプローチという4つのテーマから、現在の東アジアの国土開発を考えてみようという趣旨である。

そして、次の3つの視点からお話したい。1番目は、国土開発もしくは国家開発の現在の方向性を決めているのは一体どういう要因なのか。2番目は、その要因は国内要因なのか、あるいは国際要因なのか。おそらく各国の報告においても、国内の要因と同時に、現在急速に進んでいる東アジアの地域協力という枠組みの中で国際的要因も出てきている、という話が出るかと思う。3番目に、国家開発もしくは国土開発に対して、中央政府、地方政府それぞれがどういうふうに能力を構築し、また開発していくのかという観点である。

1) 国土開発に関する重要なエレメント

国土開発に関する重要なエレメントは4つある。

1番目は、東アジアのさまざまな計画プロセスにおいて、1990年代から本格化し、1997年のアジア通貨危機の後に、一層拍車がかかった経済自由化のインパクトが大きな影響を与えている。端的に言うと、経済官僚の権限が低下し、予算の配分システムも変わってきた。

2番目は、各国で起こっている地方分権の圧力である。これは、1980年代後半からアジアで本格化している民主化という政治的な動きと密接に絡んでいる。従来のように都市と農村、農村の開発という観点ではなくて、地方により自立的な権限を与えようという地方分権の動きである。

3番目は、特に1990年代後半からはっきりしてくる東アジア地域内での地域協力の進展である。その代表は、ASEAN+3や大メコン圏と呼ばれるGMS (Greater Mekong Subregion)、インドネシア、タイを中心とするACMECSと呼ばれる地域協力の枠組みである。

最後が、東アジアでは従来、地域を特定して開発を図ってきたが、そうではなくて最近の動きとしてクラスターアプローチが盛んになってきている。

2) 経済自由化

経済自由化のインパクトは、次の3つの側面に分けることができる。

第1番目は、国家が経済開発計画なり国土開発計画を行うときに、中央政府の役割が縮小している、あるいは経済自由化のもとで縮小せざるを得なくなった。すなわち、国家が経済に介入する政府主導型の経済運営システムから、マーケットメカニズムが主導する経済運営に変わる中で起こった現象である。

2番目は、それまで政府が経済に介入する場合に使っていた政策手段が、自由化によって政府からどんどん奪われている。補助金、税制優遇、金利、財政投融资(ポリシーローン)

を使う範囲や金額が減ってきている。しかも、IMF やワールドバンクの国際機関は、政府の介入について非常に厳しい態度をとっているのです、これがいま低下している。

3 番目に、経済自由化の中の一つの特徴だと思うが、それまで国家開発計画、特に経済開発計画ではライン省庁で配分していたお金を、内閣府などを中心にして戦略ベースで配分するという変化がみられる。

これらについてタイを例に話すと、自由化の進展の中で政策手段も限られてきており、最も重要であったタックスインセンティブについて、現在はかなり条件がつかないと、製造業などには与えることができなくなっているように、現在のタイでは市場メカニズムを重視し、民間企業を活用するという方向に向かっている。

同時に、国家開発計画を決めていく政策メカニズムが変わってきている。2001 年にタクシン・チナワット政権が生まれるまでは、首相府のもとにある NESDB、予算局（BOB）、財務省のもとにある財政経済局（FP0=Fiscal Policy Office）及びタイ中央銀行の 4 者が協力しながら開発計画の大枠を決め、予算を決めていた。

ところが、2001 年 1 月にタクシン首相が登場しまして、非常に強いリーダーシップを発揮する。すなわち、タクシン首相を中心にして、私的なアドバイザリー・ボード、そしてプライム・ミニスター・オフィスがあって、左側には政党の政策委員会、右側には戦略委員会やスクリーニング・コミッティ、アドバイザーグループがいて、タクシン首相にいろいろと提案する。そういう形で、首相に権力あるいは権限が集中する。

タクシン以前は 5 カ年計画が中心であり、前述の 4 つの機関が協力してやっていた。そして、予算の最も重要な配分ルートはそれぞれのプロジェクトに責任を持つライン省庁であった。しかし、タクシン首相は、5 カ年計画とは別に、自分の任期の 4 年間のためのステート・ストラテジーをつくった。この国家戦略に基づいた政策課題を、NESDB 等にそれに合わせてつくれという形になるし、政党や戦略委員会が非常に重要な意味を持つので、経済官僚の地位が低下する。ただし、2006 年 9 月の軍事クーデターでタクシン首相は政治から追放されて、現在はタクシン以前にリセットされ、昔の状態に戻っている。

従前は、ライン省庁は全体のバジェット・アロケーションのうち 87%を占めていたが、現在はセントラル・ファンドが増えて、ライン省庁が減っている。すなわち、省庁がコントロールできる予算を減らして、首相が直接的に介入できるセントラル・ファンドを使ってタクシンは国家戦略を展開した。これは非常に大きな変化だったと思われる。

3) 地方分権化

地方分権化は、政治の民主化運動の影響が大きな意味を持つ。それまでの国家経済開発計画は、都市中心であったり、中央集権であったりしたが、1970 年代後半から経済開発に伴って首都圏と地方、或いは都市部と農村部の間の所得格差が広がってきたため、この是正のためにルーラル・ディベロップメントという形で農村開発が進んできた。ところが、1990 年代に入ってから政治の民主化の影響を受けて、地方自治体により自立的な権限を与えようという方向になった。中央集権から地方分権へという議論が出てきたわけである。

タイの場合は、タムボン計画の展開、NESDB による新たな農村開発、国家農村開発委員会

(Ko.Chol.Chol.) の設立、工業省による戦略的工業地域の指定など、91 年ぐらいまでが、経済社会目的で地方開発をやっていた。

90 年代に入ると政治の民主化が中心になって、タムボン・カウンシルを選挙で選ばれた独立の自治体に変えていく。そして 99 年には地方分権化法が公布されて、いま地方分権化法に基づいて、例えば、国の財政は 30% までを地方に配分するように計画を進めている状況になった。

ところが、タクシン首相が登場して、この地方分権化法とは別に、独自のプランである、2005 年の「県クラスター戦略」と呼ばれるプロビンス・クラスター・ストラテジーを立案する。これは、従来の農村開発とは違って、幾つかの県をクラスターでとらえて、そのロジスティックスやさまざまな開発をしようというものである。

一方、現在の第 10 次 5 カ年計画では、NESDB は国王の理念に基づいて、サフィシエンシー・エコノミーとかサフィシエント・エコノミーと呼ばれる新しい戦略を展開している。

4) 地域協力

1990 年代後半から地域協力が非常に積極的に動くようになった。特に 1997 年のアジア通貨危機の後、東アジアではさまざまな地域協力のスキームが始まっている。

1967 年から始まった ASEAN は、毎年、首脳会議をして地域協力に関して行っていますし、ASEAN サミットの後に、アフター・ザ・ミーティングという形で、ASEAN に日本、中国、韓国を加えた ASEAN + 3 の協力も行われている。さらに日本は、ASEAN + 3 にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えて ASEAN + 6 という枠組みを提案する。それから、2006 年 12 月から東アジアサミットも始まっている。

一方、インドシナ半島ではインドシナ諸国と中国との間での協力が動いている。代表的なものが、92 年から始まった GMS、あるいは ASEAN とメコン河委員会が合同でやっている AMBDC、それ以外に、タイが主導しているインドシナ地域、あるいは南アジアを含めた枠組みに BIMSTEC (Bangladesh India Myanmar Sri Lanka Thailand Economic Operation) や、タクシンが提唱した Asian Corporation Dialog と呼ばれる ATC、これもタイが主導している Ayeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Corporation Strategy と呼ばれる ACMECS などの地域的な枠組みがある。

こういう地域協力のスキームが走ると、大事な点は、それまで国内で考えていたインフラ開発、輸送や通信、物流関係が、もはや一国の中の特定のローカルの地域を対象としなくなる。周りの国とのリンケージが問題になってくる。その代表が GMS の東西経済回廊、南北経済回廊等であり、あるいは既にタイとラオスの間で始まっているワンストップサービスのよ

うな協力関係である。

これらが進展するにつれて、例えば東北タイを開発するという話ではもはやなくて、カンボジア、ラオス、ベトナム、あるいはタイとカンボジアとベトナムが協力しながら、インフラの整備をやっていかなければいけない。それぞれ一国レベルのローカルの開発ではなくて、全体の枠組みの中でどのように地域の発展を図らなければいけないか、という構想になってきている。

この場合、地域協力で考えなければいけない問題が 2 つある。1 つは、こうした地域協力は、地域の当事者国ではなくて、国際機関やドナー国がある程度イニシアチブをとっているため、各国のオーナーシップの問題が出てくる。それぞれが考えているナショナルレベルの開発と、国際機関やドナー国が考えている地域レベルの開発との間の調整が必要になってくる。

2 番目は、このように地域協力が進んでくると、道路で言うとルート、あるいは港や中核都市は発展していくが、そのプランニングから外された都市や地域は衰退していく可能性がある。点で結んだところは開発するけれども、その周りの地域は逆に開発から取り残される可能性が十分ある。国がこの点についてフォローアップして格差を是正する問題が出てくる。

5) クラスタアプローチ

東アジアの産業開発政策の従来型のアプローチは、1 つは特定の産業を指定して開発を行う、あるいは特定の地域を政府が指定して開発を行い、そこに戦略的にお金と人的資源、その他を投入する形である。もう一つのやり方は、1970 年代からアジア NICs とか、その後、東南アジアに広がった EPZ（輸出加工区）である。国や一部民間が協力して工業団地をつくらせて、そこに誘致をしてインフラを整備する方法である。

ところが、これらとは違う新しいアプローチが 1990 年代から始まる。それが、いわゆる産業クラスターアプローチで、その特徴は、第一に非常に知識集約型であり、技術革新的であり、ネットワーク型の経済の地域を開発していこうという発想という点である。

2 番目に重要な点は、従来の産業政策は製造業を念頭に置いてきたのに対し、産業クラスターアプローチでは、製造業と非製造業とのリンケージを考えている。特に非製造業の中の IT やビジネスサービス、物流といったものが重要になってくる。その典型がシリコンバレーである。

従来の産業政策のイメージからすると、プロセッシング、パーツサプライア、アセンブリング、フィニッシュドグッドの製造等が中心だったが、実はシリコンバレーに集まっている 8,427 の企業の分布を見ると、それぞれの工程に結びついたロジスティックスが非常に重要な役割を果たしている。さらに、これを支える R&D やデザイン、コンピュータサービス、コンサルティング、エンジニアリング、ビジネスサービスというものがたくさん集まっている。

非製造業部門とロジスティックスと製造部門のリンケージとネットワークが非常に重要な役割を果たすのがシリコンバレーの特徴だが、シリコンバレーを念頭に置きながら、新しいアプローチがいま起きつつある。

これを日本の経験に即して言うと、日本の場合は歴史的に長い発展を経て特定の産業や特定の商品を開発させてきた「産地」がたくさんあり、ここでは、地方自治体や地方の地場企業が重要な役割を果たしてきた。ところが、産地を持たない東アジアの場合は、政府が上から人工的に、さっき言ったように工業団地や EPZ をつくって支援してきたが、EPZ からは工業製品がアメリカやヨーロッパに流れたけれど、EPZ の企業の中にネットワークやリンケージは生まれない。

それに対してシリコンバレー・モデルは、政府はほとんど介入しておらず、間接的に支援

はするが、中心になるのは民間企業であったり会計事務であったり大学である。

タイにおいては、タクシン政権が国家競争力計画(NCP)を2003年に発表する。この場合は、戦略的産業というより食品加工、自動車、ファッション、観光、ソフトウェアの5つを選んで、これをクラスターととらえる。ターゲットは非製造業に向かってイノベーションとかノウリッジベースド・インダストリーというものを注目する、というふうに大きく変わった。

タイだけでなく東南アジアの多くは、政府がある程度プランニングはするけれども、結果的にクラスターができています。例えば、タイの東部臨海、バンコクの東側にできている自動車のクラスターは、政府がイニシアチブをとってやったというよりは、多国籍企業が地場企業と協力して結果的につくられたデファクト・クラスタリングである。こういう形のものが東南アジアは多くて、今後プランニングをやっているベトナムであっても、インドネシアであっても、デファクト・クラスタリングが結構出てくるのではないかと。非常にはっきりしているのは、多国籍企業がハブに選んだタイは2006年まで急速に伸び、フィリピンはハブから完全に外されたために全然伸びない。要するに、デファクトのクラスタリングは、このような不均等発展を招く。ASEANの産業協力は、こういうことをやらないようにいろいろ工夫してきたが、現在は国の間で大きな差が出てきている。

6) おわりに - 共通認識形成の重要性 -

特に強調しておきたいのは、相互のパーセプションである。私は、経済自由化、地方分権、地域協力、クラスターアプローチの4つが重要だと述べたが、やはり必要なのはそれぞれの国において、いま自分たちが自分の国、東アジアをどう認識しているのかというパーセプションをはっきりさせて交換する、この間の認識のギャップを埋めることが大事だろうと考える。

2番目は、地方分権でも地域協力でも、国内と国際レベルで格差が拡大するのがはっきりしている。それは人口密度の問題もあるし、インフラギャップもあるが、恐らくこれからはデジタル・デバイダーが広がるのではないかと。これをどういうふうに解消していくのか。前述の自動車製造の例では、ハブセンターになったタイと、全く発展を遂げないフィリピンの間でどんどん格差が広がる。こういう不均等発展をどのように解決したらいいのかという問題がある。

3番目は、こういう問題に取り組むためには、これまでは中央政府のキャパシティをどのようにトレーニングするかである。今後、地方分権や地域協力が進展する中では、中央のみならず地方自治体、コミュニティレベルでのキャパシティ・ビルディングやキャパシティ・ディベロップメントが大事になっている。

(2) 日本側発表

1) 総合計画課「新しい国土計画の策定・推進」(鳥飼哲夫氏)

【わが国の国土計画の歴史と新しい国土計画制度への転換】

最初に、わが国の国土計画の歴史と新しい国土計画制度への転換について述べる。これまでわが国の国土計画は、1950 年に制定された国土総合開発法に基づいて策定してきた。最初の計画を 1962 年に策定して以来、およそ 10 年ごとに計画を 5 回策定している。総じて言えば、人口の増加に対処しながら、経済発展のための基盤を整え、国内各地域のバランスをとっていくことがテーマであった。

しかし、21 世紀に入り、日本の状況も大きく変わっている。このため、2005 年に国土計画法の大改正を行い、法律の名称も「国土形成計画法」と改めた。

この改正の特徴を大きくまとめると 2 点ある。第一点は、量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」への転換である。高度経済成長型から安定した経済社会の形成ということになる。第二点は、「分権型の計画づくり」への転換である。これまでの国土計画は専ら国が策定してきたが、これからは国と地方公共団体が協力していく部分が増えていく。

新しい計画は、全国計画に加えて、広域地方計画を策定する、二層の計画体系とした。全国計画は、国土づくりの指針として閣議で決定するが、計画案の策定段階で、地方公共団体からの計画案文についての提案制度を新たに設けた。今回の策定作業でも、500 件近い提案が各地方団体から寄せられた。

また、広域地方計画は、新たに設けられたものであるが、各地方の現地において、国の出先機関、地方公共団体、地元の経済団体が対等な立場でラウンドテーブルについていただいて計画案を検討する仕組みを設けている。

【新しい国土計画の考え方】

次に、新しい制度に基づく最初の計画として、どのようなことが考えられているかをご紹介します。

国土をめぐる状況に関して、まず国土の構造についてであるが、東京及び東京から大阪等に至る太平洋沿岸の地域に人口や産業等の機能の偏在がある。これを改めていく必要があると考えている。この他、日本の人口は 2004 年の 1 億 2780 万人をピークに減少局面に入ったこと、地域間の所得格差が長期的には縮小してきた—かつては 2 倍以上開いていたものが、1.5～1.7 倍ぐらいに都道府県間の格差がおさまってきている—ものの、近年格差の拡大傾向が見られ、国民もそのことを不安に思っていること、等について考えていく必要がある。

一方、新しい可能性についても期待がある。それは、東アジア各地域の発展に伴って、日本の各地域が直接交流して、発展していくためのパートナーがすぐ近くにできている。この新しい環境を生かしていこうということである。

新しい国土像、すなわち新しい計画の基本となる考え方としては、「多様な広域ブロックが

自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」ことを今回の計画の基本的な方針に据えようと考えている。

その具体的に意味するところは、広域ブロックが、その有する資源を最大限に生かし、特色ある戦略を描いていく、多様な特色を持つ各ブロックが交流・連携し、活力ある国土を形成していく、個々の生活を支える地域においては、複数の地域が医療等の高次の機能を補い合う、また、美しい国土を再び作っていく努力をする、ということである。

日本には現在 47 の都道府県があるが、この単位では地域の経済発展戦略や東アジアの各地域との直接交流を考えるには少し規模が小さいと考えている。このため、国土に関する空間的視野を都道府県という単位から広域ブロックという単位に拡大し、複数の都道府県が共同で考えていくことを計画の重要な思想の 1 つとしている。

また、日本の国土全体の空間把握においても、日本の国土の範囲を越えて、日本海、東シナ海、さらにアジア地域、とりわけ東アジア地域に視野を広げて国土計画を考えていく。こういう時代が来ている、ということをこの計画で示していこうとしている。

新しい国土像を実現していくために、次の 5 つの戦略目標をまとめている。

東アジアとの円滑な交流・連携

日本の貿易や人の動きについて見ると、アジアとの関係が非常に伸びている。このような動きを積極的にとらえて、アジアの成長のダイナミズムを日本の各広域ブロックに取り込んでいく。

持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力（地域の総合力）の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく。

災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点を重視し、想定を超える災害が発生することを考慮して、ハード面ではカバーしきれない部分のソフト面の対策の充実を併せて進めていく。

美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形作る各種資源を適切に管理し、回復を図る。

「新たな公」を基軸とする地域づくり

これまででは行政が中心で行っていた地域づくりや地域の運営を、地域のコミュニティ、NPO、企業等の多くの主体が参画していく形に変えていくという考え方を、全体に共通する戦略として提案する。

2) 事務局「東アジア諸国の国土計画の概観」(橋本拓哉氏)

【「東アジアにおける国土計画をめぐる構造変化と今後の計画のあり方」について】

東アジア諸国の国土計画や経済開発計画は、各国の経済発展と均衡ある国土開発を先導する上で重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、計画を取り巻く情勢は大きく変化している。東アジア地域には、日本、韓国、シンガポール等の現在の先進国、開発が進んでいる

ASEAN 諸国、計画経済から市場経済への転換を進めている国など様々な国が存在するが、いずれにせよ、共通して指摘できるのは、特にグローバル化、経済の自由化や規制緩和、地方分権化等が進展し、また政治・行政機構の改革が行われる中で、従来の中央集権的な計画制度は大きな変革を迫られている点である。

このような各国の国土に関わる計画を取り巻く環境変化としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

経済社会のグローバル化の進展(これに伴う国土・地域に対する政策手段に及ぼす影響、計画機関と関係する国内外の官民主体との関係変化を含む。)

経済の自由化、規制緩和及びそれらの流れに伴う官民関係の変化

地方分権の進展など中央政府・地方政府間の関係変化

政治・行政機構の改革(政策の形成・実施過程の透明性確保、多様な主体の政策形成への参画等を含む。)

こうした中、日本では 2005 年に従来の中央集権型の国土計画制度を抜本的に改正し、「国と地方の協働」を特徴とする国土計画制度を創設した。新しい国土計画である国土形成計画 national sustainability plan は近く決定される見込みである。

以上のような状況を踏まえて、本セミナーでは「東アジアにおける国土計画をめぐる構造変化と今後の計画のあり方」をテーマとしたところである。

【東アジア諸国の国土計画の概観】

東アジア諸国(本セミナー参加 6 か国)の国土に関わる計画を、便宜的に社会経済計画と空間計画に区分して列挙すると次の通りである。

	社会経済計画	空間計画
中国	国民経済と社会発展第 11 次 5 カ年計画(2006-2010)	1997-2010 全国土地利用全体計 画綱要 全国都市システム計画 など
タイ	第 10 次経済社会開発計画 (2007-2011)	
インドネシア	国家長期開発計画 (2005-2024) 国家中期開発計画 (2005-2009)	国家空間計画(1997 年策定、25 年計画)
フィリピン	中期フィリピン開発計画 (2004-2010)	空間計画のための国家フレーム ワーク(2001-2030)
ベトナム	社会・経済開発戦略 (2001-2010) 社会・経済開発 5 カ年計画	全国都市開発戦略(1998 年策定)

	(2006-2010)	
日本		国土形成計画全国計画（策定中、概ね 10 年間）

各国の社会経済計画、空間計画について、計画の性格、位置づけ及び現行計画を概観すると次の通りである。

中国

- a 社会経済計画：国民経済と社会発展第 11 次 5 か年計画（2006～2010 年）
 - ・ 全国人民代表大会で決定（案は国務院、国家発展改革委員会が起草）
 - ・ 目標・戦略
 - 社会主義新農村を構築する（三農（農業、農村、農民）問題の解決）
 - 経済構造調整と成長方式の転換を加速する。
 - 地域間の調和のとれた発展を促進する（全国を 4 種類の主体的機能区（最適化開発区、重点開発区、開発規制区、開発禁止区）に分類）
 - 自主的な創造・革新能力の増強に力を入れる。
 - 調和のとれた社会の建設に努力する。
- b 空間計画
 - ・ 2001 年 8 月に国土資源部が天津、深圳両市を国土計画のモデル都市に指定し、国土計画を試行。
 - ・ 国家発展改革委員会は、長江デルタ、北京・天津・河北大都市圏の地域計画を立案し、2007 年 2 月時点（前回のセミナー）では国務院の公布を待っているとのこと。

タイ

- a 社会経済計画：第 10 次経済社会開発計画（2007～2011 年）
 - ・ 国家経済社会開発庁(NESDB)が策定し、内閣が承認し、政令として発布される。
 - ・ 目標・戦略
 - 社会開発と人間開発（教育、医療、モラル、倫理、治安、安全等）
 - 強いコミュニティの実現と環境との共存（参加、計画・知識マネジメント、ネットワーク等）
 - 競争力のある経済（タイの固有性を生かした付加価値、経済・投資基盤の強化等）
 - 環境保護・保全
 - 良好なガバナンスの実現、農村への所得分配、分権化
- b 空間計画
 - ・ 内務省公共事業都市・地方計画局(DPT)が所管。全国の空間計画は取りまとめ段階で 2008 年半ばには策定の予定。

インドネシア

- a 社会経済計画：国家長期開発計画（2005～2024 年）
 - ・ 国家開発計画庁(BAPPENAS)が策定し、法律として発効する。
 - ・ 目標と戦略

- 国家の競争力の強化
- 地域間の経済格差の是正
- インドネシアの環境の質の向上と持続可能な開発の促進
- 友好的かつ活発な国際関係の構築と国際社会におけるインドネシアの役割の強化
- b 空間計画：国家空間計画（1997 年策定、25 年間）
 - ・ 国家空間計画調整委員会(BKTRN、委員長：経済担当調整相、事務局長 BAPPENAS 長官、事務局：公共事業省空間計画局)が策定し、政令として発効する。
 - ・ 目標
 - 持続可能な方法で天然資源を利用し、コミュニティの福祉を増大させる。
 - 地域間・セクター間の調整を図り、持続可能な土地利用を進める。
 - 環境の質を高めるとともに環境破壊を防ぐ。

フィリピン

- a 社会経済計画：中期フィリピン開発計画（2004～2010 年）
 - ・ 国家経済開発庁(NEDA)が策定し、NEDA 評議会（省庁間合議体）の承認を受ける。
 - ・ 計画期間（6 年間）は大統領の任期に対応している。
 - ・ 目標・戦略
 - 1000 万の雇用の創出（起業支援、農業ビジネス等）
 - 交通・情報ネットワークの全国展開の実現
 - 電力と水の全国的安定供給
 - 経済活動の増進を伴ったマニラ首都圏の混雑緩和、並びにルソン、ビサヤ、ミンダナオの新都心での行政・ビジネス・居住の拡大
 - 東南アジア最大の競争力を持つ国際サービス・ロジスティクス・センター「クラークスービック・コリドー」の形成
- b 空間計画：空間計画のための国家フレームワーク（2001～2030 年）
 - ・ 関係大臣で構成された国家土地利用委員会が NEDA を事務局として策定する。
 - ・ 国家発展の展望

国家発展の展望は、社会的な公平性を伴った持続的な発展・成長を基礎とする。それは、国土その他の物的資源が現世代および将来世代の双方にとって経済的に最大便益をもたらすような、あらゆる世代の国民に適した発展である。
 - ・ 土地利用計画、空間計画、関連計画の策定は、土地と水資源の持続性に十分配慮して利用と配分を図る原則に則って進めなければならない。この原則は以下を含む。
 - 環境的持続性と生態系の健全性
 - 合理的な都市開発
 - 空間的統合
 - 物的、自然資源への公平な利用機会
 - 公 - 民連携、国民のエンパワーメント（力づけ）
 - 市場指向

ベトナム

- a 社会経済計画：社会・経済開発戦略（2001～2010 年）
 - ・ 計画・投資省が策定し国会の承認を受ける。

- ・ 目標・戦略
 - 国を開発途上から脱する（人々の物的・文化的・精神的生活の著しい改善、2020年までに現代志向の産業国家となるべく基礎を整える）
 - それを保証するために人的資源、科学的・技術的能力、社会基盤、経済、防衛と安全保障の能力を拡大する。
 - 社会主義市場経済の態勢を基本として確立する。
- b 空間計画：国家総合都市開発計画（2000～2020年）
 - ・ 建設省が策定し、首相によって承認された法定計画である。
 - ・ 2020年に向けた都市開発の方向性
 - 主要都市は経済、政治、文化、技術、訓練において中心的な役割を果たし、地域、国土、地域間の交通と情報通信の中心的ハブとなる。
 - 中小規模の都市は地域における経済、文化、サービスの中心的役割を担う。
 - 町村は都市化を推進するため、基礎自治体もしくは基礎自治体のネットワークにおける経済、文化およびサービスの中心的役割を担う。

日本

空間計画：国土形成計画全国計画（策定中、概ね10年間）

- ・ 国土交通省が策定し閣議決定を経る。
- ・ 戦略的目標
 - 東アジアとの円滑な交流連携
 - 持続可能な地域の形成
 - 災害に強いしなやかな国土の形成
 - 美しい国土の管理と継承
 - 「新たな公」を基軸とした地域づくり

【東アジア諸国の国土に関わる計画の構造変化】

地域間格差是正から都市機能の集積・育成へ

- ・ 産業立地政策による地域間格差是正を目標に掲げた国土単位での政策形成が難しくなり、一部の国では国土計画の存在意義自体が議論されるようになった。
- ・ 地域格差是正を謳う国土政策（建前）と経済成長を進めようとする実際の産業立地政策（本音）に矛盾が生じ、地域格差是正政策を見直す動きが見られた。特に都市への機能集積が重視されるようになった。（韓国）
- ・ 産業政策上は主要な都市地域を重視する一方で、地方対策として格差是正とは異なる福祉的な観点からインフラ整備等を行うようになった。（タイのタクシン政権下）

国家の計画機能の変化（地方分権、政策の透明性、多様な主体の参画、計画の性格がガイドラインの設定へ）

- ・ 中央政府の計画機能（国家計画機関）の弱体化がみられた。（フィリピン、インドネシア、タイ）
- ・ 中央政府が計画機能の一部を手放す一方、政策策定・調整機能が実質強化された。（中国の国家計画委員会の国家発展・改革委員会への改組）

- ・ 中央政府の機能・権限の地方移譲の状況下、政策策定・調整の焦点が公共支出や形式的な計画書の立案（５ヵ年計画、長期計画等）から、セクター構成・市場機構・規制システムのデザインと、その経済的・社会的・環境的評価に変化した。（インフラ整備に関して）
- ・ 地方分権化を促し、空間計画における各層の政府の役割の明確化が指向されている。計画作成段階では様々な政府レベルで広く社会から多くの意見を取り込むこととされた。（インドネシア）
地域レベルの政策調整、地域計画の重視
- ・ グローバル化の進展と環境保全への関心向上の下、地域レベルの空間調整プロセスが重要になってきた。地域計画は多くのアジア諸国で一層発展する分野となりつつある。

【今後の国土に関わる計画の視点】

以上を踏まえると、各国の国土に関わる計画は、各々が置かれている状況や過去からの経緯によって多様であるが、その中で各計画に共通している視点としては、例えば次のようなものが挙げられる。これらの点は今後の国土計画の内容やシステムのあり方を考える上で踏まえるべき共通事項と考えられる。

- ・ 地域の競争力強化・地域の自立と、地域間の均衡・調和のとれた発展とのバランス
- ・ サステナビリティ（国土資源、環境、コミュニティ等の広範な局面）
- ・ 東アジア地域を視野に入れた位置づけ、東アジア各国との交流・連携の深化

(3) 国別発表

1) タイ内務省土木・都市計画局「政策編成における相反的統合：タイの土地利用計画制度に対する影響の増大」(トンチャイ・ロチャナカナン氏)

土地利用に対する対立の増加の背景にある地方分権下の開発をめぐる政治状況、政府部内における総合調整の不足による相反する政策の濫立、政策と個の利益との対立関係を概観し、それらの問題に対応するには、土地投機の抑制を図る法的枠組みが必要であることについて報告された。

【土地利用に係る対立の増加】

土地利用に関して、あるいは天然資源の利用に関して、なぜタイにおいて対立が増えているのか。その例がプラチュアブ・キリカンの開発に対する反対運動である。プラチュアブ・キリカンは、バンコクから約 300 キロに位置する、非常に美しい景観の地域で国立公園に指定されているが、その国立公園からそれほど遠くないところで、複数の発電所、さらにタイ最大の製鉄所を作ろうとする計画である。政府も経済発展、雇用の観点から長年地元はこの開発を訴えてきたが、反対運動が生じている。

【1999 年地方分権法】

政策は、中央政府からトップダウンで発するのではなく、むしろボトムアップの戦略が必要である。このボトムアップのアプローチが多くの国で主流になった後、タイにおいても同様の流れが 1997 年憲法によって公式に導入され、地方分権法が 1999 年に国会を通過し、2001 年に施行された。

地方自治体の体系と地方の政治構造が一晩にして変わり、自治市町の数 は 1999 年の 149 から 2008 年には 1,276 に増加した。しかし、同法の施行以来、地方において深刻な政治紛争が生じることとなった。また、地方エリートと国レベルのパワーエリートの間には政治的なつながりがあり、その一部は親類かビジネスパートナーであることは注目に値する。こうした地方エリートは常に土地投機に関与している。1999 年に地方分権法が制定されて以来、地方のエリートを通じての汚職の機会が増えたとの指摘もある。

【各機関による相反する政策の形成】

政府内の各局あるいは各省は、独自の政策、規則、戦略計画、予算を任されている。開発に関する相互調整はあまり考慮されておらず、その典型的な例が森林保護である。

国家保存林法及びそれを再確認した第 7 次国家経済社会開発計画によって、国家政策としては本来、国土の 40% を森林として保護・保全することがうたわれている。その一方で、観光開発に係る政策、農業生産の継続的増大及び遠隔地におけるインフラ整備が、保護政策よりも経済発展のための優先事項とみなされ、これら全てが保護区及び生物多様性の深刻な劣化をもたらした。

この他、地方からバンコクへの流入を抑制すべく地方都市プログラムという開発プロジェクトが進行したが、住宅開発政策との齟齬によって、狭小な貧困層住宅の濫立を引き起こしている。

根本的な問題としては、多様な政策が展開されているが、だれのための政策なのか、もっと重要な観点から言うと、だれのお金を使うのかということが問われている。

【政策策定と個の利益の対立】

さらに、土地の開発に関する投機も増えた。現在はパワーエリート、すなわち権力を持った人間にとって、非常によいビジネス機会になっている。その結果、乱開発や森林の破壊を招き、持続可能な開発の推進を標榜しているのもかわらず、よい森林と言えるのは、もはやわずか 15% に過ぎなくなっている。

そういった中で、彼らにとっての大きな制約条件は、土地利用のコントロールである。しかし、計画規制にも一部の関連する権威が介入できる隙間が存在し、いわゆる法の抜け穴の課題が深刻である。彼らは法的な抜け道を見出して、それを利用しようとし、また、土地利用計画制度自体を変えようと試みる人たちがいる。土地利用に係る計画規制に対しては、政治的な介入・妨害があるし、こうした取り組みに関する圧力がかかっている。

【土地利用政策の法的枠組み】

タイの土地利用計画は、タイの政策において不可欠な要素になってきた。国土開発に関する政策は相反する要素を含んでおり、異なる当局同士で調整できない。土地あるいは資産の投機が深刻な問題となり、その結果、かえって経済状況が悪化したり、森林伐採、そして土地の劣化を招いている。彼らは個人の利益を満たすために、土地利用計画制度に対する政治的な妨害、圧力をかけている。そして、地方の結束に関して、公共の利益を守らせ、計画の立案、資源の管理について、いままで以上の知識を与えることによって権力の均衡を図る必要がある。さらに、計画に関する規定や都市開発に関する国の政策は、時代の変化に応じて、そして新しい変化に対応して見直されるべきである。なかでも最も重要な点は、そのような土地投機を抑制するための法的な施策が必要なことである。

2) タイ国家経済社会開発庁「タイの空間計画における構造転換」(ニタヤ・クモンワタナニサ氏)

タイの戦略的位置づけと最近の経済社会情勢の概観、これまでの国家経済社会開発計画と空間開発の系譜、最近の空間開発をめぐるパラダイム転換、地域別の空間開発の方向づけ、さらに最重点戦略地域である東部、南部の両臨海地域の開発の考え方について報告された。

【タイの戦略的状況と経済社会情勢】

タイの戦略的な位置づけとしては、東南アジア地域全体における貿易、通商及び輸送の要となり得る。このため、GMS (大メコン圏)、IMTGT (マレーシア・インドネシア・タイの

成長の参画地域）ACMECS（メコン経済協力戦略）等の近隣諸国との間で経済協力を行っている。こういった国々との間で9つの経済回廊を有しており、経済連携フレームワークに基づいて協力している。

社会的な状況については、まず2006年時点でタイの人口は既に6,000万人を超えています。その地域別分布は、東北部が2,110万人、北部が1,190万人、中央部が1,130万人、バンコク首都圏は990万人、南部が860万人であり、かなり人口分布に違いがある。タイにおいても高齢化社会が進行しつつあり、60歳以上の人口は、現時点では全体の10%である650万人であるが、2011年には807万人（11%）になる。

雇用の状況については、2006年の総労働力は3,700万人であり、そのうち2,100万人が製造業や商業、ホテル、飲食店といったサービス業に従事している。農業従事者は1,500万人に過ぎない。失業率はかなり低くなっており2.5%以下であるが、労働力不足、すなわち中程度の技術を持つ労働者の不足が恒常的な問題となっている。そのため、教育機関と職業訓練所の拡充とその大きな連携が必要になっており、こういった労働者の技能レベルを上げていかななくてはならない。

ヘルスケアについては、タイの人々の健康状態はかなり改善している。現時点で総人口の97.6%が、保険あるいは医療年金保障へのアクセスを持っている。

【国家経済社会開発計画と空間開発計画】

タイでは、これまで50年間にわたって、国家開発の方向づけを10次にわたる経済社会開発国家計画に委ねてきた。これと同時進行で空間開発計画も推進してきた。第3次計画において初めて、首都バンコクへの一極集中が問題視され、首都への人口流入を抑制し、その一方で、農村部から首都への人口流出をさらに抑制することに取り組み始めた。第5次計画ではバンコク首都圏の経済活動をより分散化していく、分権化していく一方で、バンコク首都圏の再構築を考えていった。第6次計画では臨海地域の開発を中心に考えてきた。東部臨海地域に加えて、南部についても開発を進めていかななくてはならないとされた。第7次計画では、ほかの国とほぼ同じだと思うが、持続可能な開発を標榜し始めた。その中では、経済発展、人的資源の開発・配分及び生活の質・環境の管理という3分野のバランスがとれた成長を実現することを目指した。同計画は、インドシナ地域全体の経済発展に資するためにタイ国内の経済発展を進めなくてはならないと考え、経済、貿易、金融及び観光の分野で東南アジア地域におけるリーダーシップをとっていくことを明言した。

その際に、GMSやIMTGT、BIMSTECなどに焦点を当てていったのが第8次計画であり、この点は第8次から第9次、第10次へとつながっていく一つのパラダイムシフトと見ることもできる。

開発パラダイムの転換については、従来は経済成長に力点を置いた開発モデルであったのを、国民中心の開発モデルへと転換していった。そして、従前は計画策定段階で人々の参画は入ってこなかったが、第8次計画の策定段階から、あらゆる階層の人々を巻き込む形での、ボトムアップ型の開発計画を提唱するようになった。

そして、引き続き東部臨海地域だけではなく南部臨海地域、西部臨海地域及びバンコク首

都圏についても開発を進めていこうということで、空間開発計画の中にこうした地域が含まれてきた。加えて、近隣諸国とさまざまな枠組みのもとでの経済協力をしていくを考えていった。

1997 年からの経済危機に直面して、第 9 次計画では国家の運営について充足経済の理念が導入された。充足経済の理念が樹立したのが第 9 次、それに対して、その実現に向けた実行計画を策定したのが第 10 次計画になる。その際、国家の礎としての地域社会を強化しようという戦略を採り、そして、開発のすべての段階にすべてのパートナーを参画させるという方針が明示された。また、第 9 次と第 10 次の両計画では、クラスターの開発が必要だと考え、単に経済活動のクラスターだけではなくて、例えば、県レベルのクラスターの開発等のアプローチもとった。国家計画、空間計画の目指すものは何かを考える場合、パラダイムシフトということで、将来、私たちはどんな社会をつくっていきたいのかを考えなくてはならない。

【空間開発計画のパラダイム転換】

空間計画、空間開発が目指す一番重要なポイントは、タイとその他の地域とのつながり、すなわちアジア全体における通商である。これは、タイにとって地域あるいは都市部における中心都市、あるいはその他の国境地域の開発を考えることでも非常に重要である。

タイがアジア社会のメンバーとして 10 年後に台頭するにはどういう準備が必要であるか。まず労働者の生産性を上げなくてはならない。さらに高齢化社会に対する準備を進めていなくてはならない。それから、公的な支出、ヘルスケア等についても答えを出していなくてはならないと考える。他方、別の要素として大切なポイントが地球の温暖化であり、気候変動と温暖化は非常に厳しい自然災害につながっている。

また、非常に重要なポイントとして、昨年、タイ王国の憲法が大きく改正され、このことが非常に大きな変化として、空間計画にも将来的に影響を及ぼすものと考えられる。地方自治組織の変化や県への権限委譲がなされ、これによって、今後更に下位の市町村レベルへの権限の委譲が増大していくことになる。従って、地方の計画は国のプラン、政府の方針並びに地元のニーズに合致したものでなくてはならなくなる。

将来における基本方針としては、農業部門に焦点を当てた加工・生産部門の再編、付加価値の増大、人的資源開発等による国民の能力の向上、さらに、タイと近隣の諸国との間のつながりを強化やアジア太平洋地域における各国との連携を強めていくことである。

【空間開発計画の方向付けと最重点戦略地域である臨海地域】

地域開発も非常に重要である。地域別開発の目的は、将来的には GMS あるいは東南アジア全体の活動の中に含まれていく形になるのではないと思われる。

地域別開発目標については、北東部は農業政策が中心になり、エネルギーの代替的な生産が中心となってくるとともに、インドシナ諸国とのつながりも重要になる。中央部は工業の中心であって、さまざまな食材の市場ということになる。南部の場合にはツーリズムの他、近隣諸国及び諸外国とのつながりの強化や輸送、貿易の中心基地となることが大きな目標となる。

臨海地域は、タイにおける空間開発の最重点戦略地域であるが、東部臨海地域の場合には環境汚染や水不足の問題が顕在化してきた。従って、将来的な産業開発の場所を含め、新たな ESB 開発の戦略をつくる必要がある。すなわち、現在の中心地以外のところにシフトしなければならず、重要な産業地区を南部のほうに移していくことが必要になってくる。

一方、南部臨海地域は、1989 年から ESB（東部臨海地域）にかわる産業基地として着手したが、これは、アングマン海とタイ湾をつなぐランドブリッジをつくることが中心である。そのような中で都市機能の拡充を図るものであったが、それがうまくいっているかどうかはまだ疑問である。しかしながら、その戦略的な立地が重要であるという共通の認識がある。石油化学をはじめ、製鉄、食品加工その他の農業関連産業に対して、タイ政府としては投資を行っていかなくてはならない。併せて、SSB における開発は観光業の振興が中心となってくると思われ、近隣の諸国にとっても、そのような観光地の存在は非常に重要である。

3) ベトナム計画投資省開発戦略研究所「ベトナムの経済構造転換過程における先導地域開発構想」(グエン・ティ・ラン・フオン氏)

ベトナムにおける先導的な開発地域である、中核経済区、沿岸経済区、国境ゲート経済区、工業区、輸出加工区及び観光区について、その概要と現況、新たな課題について報告された。

【社会経済状況の概要】

最近のベトナムの社会経済状況を見ると、経済成長率が 8.44% と非常に高く、GDP は名目で 713 億ドル、1 人当たりの実質 GDP は 835 ドルである。輸出は前年から 20% 上昇した 484 億ドル、輸入は 606 億ドルである。海外直接投資が前年の約 2 倍に増加（203 億ドル）している。経済構造はプラス成長の継続を反映して、製造業 42%、サービス業 38% とその割合が高くなっている。

【中核経済区】

ベトナムではこれまで経済成長を担うため、政府では幾つか中核経済区（KEZ）を設置している。ベトナムにおける経済成長のエンジンとなることを企図して、1997 年・1998 年には、2010 年に向けた 3 つの中核経済区（北部 KEZ、中央 KEZ、南部 KEZ）の社会経済開発のマスタートランが公表された。これら 3 つの中核経済区は当初 13 の省から構成されたが、2003 年に範囲を拡大し、現在は 20 省から成っている。北部 KEZ は 8 省が含まれて中央は首都ハノイのあたり、中央 KEZ には 5 つの省が含まれており、南部 KEZ には 7 省が含まれ、ホーチミン市などを擁している。この 3 つの中核経済区は、国土の 20.4%、人口では 39.2% を占めている。

中核経済区は、ベトナムの経済成長に対して大変重要な役割を果たしている。3 つの中核経済区の年経済成長率は全国平均よりも 5 割高い 11.7%、1 人当たりの GDP は全国平均の 1.7 倍となっている。すなわち、2007 年の 1 人当たり GDP は、中核経済区では 1,369 米ド

ル、全国平均では 835 ドルであった。この中核経済区は、国内の総輸出の 90%以上を担っており、ベトナムの全産業地区の 73%近く、全経済地区の 89%を占めている。

【沿岸経済区】

先導地域としては中核経済区の外に、沿岸経済区（CEZ）が存在する。沿岸経済区は、産業区その他の特別区に比べて、改革のかなり早期から設置されている。沿岸経済区の 2020 年に向けてのマスタープランでは、最終的に 14 箇所を設置する構想がある。

最初の沿岸経済区の設置は 2003 年であり経済社会的効果をはかるには日が浅いが、CEZ は投資誘発に効果を上げている。2007 年末までに海外投資及び国内投資を合わせて 238 プロジェクト、合計 99 億ドルを呼び込み、そのうち 62 のプロジェクト（31 億ドル）が既に稼働している。これに係る政府投資は 1 億 8,700 万ドルとなっている。そして、経済区全体で見ると 1 万 8,000 人～2 万人の職を創出し、間接的には数十万人の雇用をも動かしている。

【国境ゲート経済区】

この他、国境ゲート経済区がカンボジア、中国などとの国境地域に設置されている。現在、国境ゲート経済区は 23 地区に上り、国土の 1.6%、人口の 1.1%に相当する。これは、特に国境付近の地域（省）を社会経済的に活性化する目的で設けられたものである。2006 年に国境ゲート経済区を通過した輸出入は 35 億ドル（輸出額 21 億ドル、輸入額 14 億ドル）に上っており、それぞれ全国の 5.2%、3.8%となっている。国境ゲート経済区を通る車両輸送量のほとんど（98%）はベトナム・中国の国境を通るものであった。これらの経済区からの総収入は約 3.4 億ドルで、関税収入が 29%を占めている。特にベトナム・中国の国境ゲート経済区は、全国境ゲート経済区における総関税収入の 80%を占めている。

2006 年には様々な主体からの投資が 3.44 億ドルに達し、そのうち 86.8%がベトナム・中国の国境ゲート経済区に向けたものであった。国境ゲート経済区は、経済にとって非常に良好な波及効果・改善効果をもたらしている。このような県は、従前の不便な遠隔地から、全国の数百に及ぶ企業からの投資を呼び込む魅力的なターゲットへと移行しつつある。

【工業区、輸出加工区、ハイテクパーク及び観光区】

工業区（IZ）輸出加工区（EPZ）は、かなり前のドイモイ時代から取り組まれている。これらの地区では、当該地区において政府行政の機能を果たす運営部局が設けられ、投資家からの問い合わせ、情報提供窓口として機能する「ワンストップ・ウインドウ」が施行された。これによって工業区等への進出を促進し、工業化を容易にしようとするものである。

ベトナムの 54 省全てに合計 183 の工業区、輸出加工区が設置され、これまで数多くの投資プロジェクトも誘致されてきている。工業区、輸出加工区は、ベトナムの GDP の 40%、工業生産の 28%、輸出高の 22%を占め、国家予算のうち 11 億ドルを担っている。また、100 万人以上に雇用を創出しており、労働集約的な産業ではベトナムの安価な労働力を生かしている。

ハイテクパークは、ホーチミン市及びハノイ周辺の 2 箇所に設置されている。特に米国企

業の高額投資がなされるなど、取り組みの度合いを高めている。

観光区については、3つの観光区（合計64省）が設置されているが、進捗の度合いが少し緩やかになっている。

【先導地域の開発の新たな課題】

このように様々な先導地域による経済開発が行われておりますが、深刻な問題も生じている。まず、中核経済区では、同区レベルでは行政単位を構成しておらず、区域内の各地方自治体間の協力がまだ弱いという現状がある。

経済区については、多くの省で政府を動かし独自の経済区を設けようという動きが進んでいる。ほとんどの経済区が中央部の最貧地方に立地し、北部に立地する経済区はわずか1箇所である。また、多数の経済区の設置に伴って、インフラ整備に投資資金を導入することの難しさも顕在化している。

他方、工業区の設置に伴い、2001年～2005年の5年間でベトナムでは50万ヘクタール以上（全耕作地の7%）が農地から工業用地へと転換されている。これによって、62万8,000軒の農家、95万人の労働者、さらに250万人以上の人々が生活に影響を受けている。このうち13%が職業訓練を受けたが、農地を失った農民の20%しか新しい職に就くことができていない。また、2大米作デルタ地域に大規模な工業区ができ、飢饉の危険性も指摘されている。工業区ができた省は、他の省の米生産に依存するという事態も出ている他、環境汚染の負担も課題である。

4) フィリピン国家経済開発庁「全国および広域地方を対象とするフィリピンの計画の方向性」(レメディオス・サリオノ・エンデンシア氏)

フィリピンにおける地方制度、主要な計画と策定の仕組み、空間開発の3つの戦略、アロヨ大統領の提唱する4つのスーパーリージョン構想について報告がなされた。

【地方制度と基礎データ】

フィリピンは17の地方から構成され、この他にマニラ首都圏、イスラム教徒ミンダナオ自治地域がある。この2つは特別な地域で、特にミンダナオ自治地域はイスラム教徒との和平プロセスの中で独自の政府が確立されたものである。

フィリピンにおいては、中央政府の下に17の地方があるが、その下には州、高度都市化市があり、州の下は市と町に分かれ、最も小さい地方自治体の単位が「バラングイ」と呼ばれる村落である。

基礎的なデータとしては、平均GDP成長率は5.7%（2007年の7.3%は1976年以来の最大経済成長率）である。総人口の12%、GDPの32%を占めるメトロ・マニラの優位性が挙げられる。地方3及び地方4はメトロ・マニラ周辺にあってその経済活動を吸収している。

【主要な計画と策定の仕組み】

開発計画に関しては、国、地方、州、市・町の 4 つのレベルがある。国レベルでは、国家空間フレームワーク計画と中期フィリピン開発計画があり、地方レベルには、地方空間フレームワーク計画と地方開発計画がある。州レベルでは、州開発及び空間フレームワーク計画があり、今後は他のレベルもこのように空間計画と社会開発計画を統合していきたいと考えている。市・町レベルには総合土地利用計画と総合開発計画の 2 つがある。

策定の仕組みについては、国レベルでは国家経済開発庁（NEDA）が計画策定の責任主体で、これを承認するのは NEDA 委員会（議長は大統領）である。地方においては、NEDA の地方事務局が策定し、地方開発評議会が計画を承認する。州レベルは、州の計画・開発事務局が策定したものを州の開発評議会が認め、州知事が議長を務める地方議会が承認する。同様に市町レベルでも、市町の計画・開発事務局が策定し、当該市町の開発評議会が認めたものを、地方議会が承認することになる。

【空間開発の政策及び戦略】

地方自治体の権限及び責任の拡大を図るため、1991 年に地方自治法が成立した。この法律によって、地方自治体はプログラムやプロジェクトの計画や実行を通じて、自地域の開発を自立的に指揮していくことができるようになった。

拠点となる中心都市の開発を図るため、メトロ・マニラ外の都市地域に、一定の人口と経済的な集積を促進している。これによって集積経済の恩恵を受けられるようにするとともに、中央の人口をメトロ・マニラ周辺の都市地域に分散する効果があり、メトロ・マニラとの間によりよい競争関係を築こうとしている。このような戦略によって、地方自治体に対して国家及び地方の開発におけるその役割を明確にし、中央政府から地方政府に対して開発の戦略やアプローチを指示するのではなく、地方自治体自身でその役割を明確にして自立的にアクションプログラムやプロジェクトに取り組もうとするものである。

2 つ目の戦略は、メトロ・マニラの過密を緩和するため、スービックとクラークを物流のハブとして開発するものである。双方とも以前は米軍基地だったが、現在は経済特別区及び自由貿易港地区に指定されている。これらが国内外へ物資を分配する際の積み替え地域として重要な役割を果たすことを期待されており、国際港湾、国際空港の整備、メトロ・マニラその他の地区とつなぐ高速道路及び鉄道を建設する計画がある。併せて、メトロ・マニラの人口をルソン中央部及び北部に分散する効果も期待される。

メトロ・マニラ南部においては、南部コリドーの開発が挙げられる。メトロ・マニラから南部を開発して、バタンガスを工業地域とするものである。

メトロ・マニラの過密を緩和するために、行政の中心を新たな地域センターに移転する計画がある。農業省、農地改革省、観光省、情報通信省を地域センターに移転し、投資の参入を促進して、ビジネスや住宅の新しい中心地を創造する。現状ではゆっくりとしか進んでいない。

3 つ目の空間開発政策の戦略としては、海上ハイウェイシステムで島同士をつなぐ計画がある。これは、ロールオン・ロールオフ・システムで高速道路を走行してきたトラックをそのままフェリーに積み込む水平荷役方式で、移動時間を 10 時間、輸送コストを 40%、それ

ぞれ削減する見込みである。

【スーパーリージョン構想】

これらの他、アロヨ大統領が 2006 年に発表した、スーパーリージョン構想が挙げられる。をつくらうというものです。これは、既存の行政区域をグループ化することによって、地方自治体及び地域に、より協力関係を深められるように共通の戦略を見出していこうという構想である。

4 つのスーパーリージョンのうち、まず北ルソンはアグリビジネスの四角地帯である。膨大な農業・漁業資源を持ち、電力と灌漑の可能性を持つ流域が数多くある。また、中国や台湾ヘラワグ空港経由でアクセスできるので、中国や台湾との投資関係を強化する可能性を持っている。

2 番目は、ルソンアーバンベルトウェーでメトロ・マニラに近く、都市として、工業やサービスにおいてフィリピンの中核をなすものである。また、国際競争力のある投資対象となるべく、インフラの改善、空間的環境の向上（例えば公害汚染を減らして居住性を改善する）、社会的サービスの向上（特に低所得者層あるいはその家族に対する社会的サービスの向上）により開発を進めるものである。

中部フィリピンは主要観光地となることを目指すとともに、たくさんの島が分布しているので、海上ハイウェイシステムの中心ともなる。

ミンダナオスーパーリージョンは、南部におけるアグリビジネスの中心となる。豊富な天然資源、特に金属鉱物及び非金属鉱物の広大な鉱床を持っており、これによって投資機会、雇用を創出する可能性がある。また、ミンダナオは、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンの 4 か国間の協力地域でもある。

サイバーコリドーは、北部から南部まですべてのスーパーリージョンを貫き、情報通信、技術、教育の発展を推進して、特に IT 教育の部分を発展させていこうというものである。

【空間開発の方向】

空間開発に当たっては、主要都市の均等な発展ではなく、むしろ地域間格差を縮小させるためのバランスのとれた発展が重要であると考ええる。こうした発展をねらう中で、国と地方行政が連携して協力することが重要である。すなわち国家の政策が実施され、政治家にも受け入れられて、地方自治体によっても受け入れられることが重要ということである。さらに、民間セクター及びその他のステークホルダーの参加が資金面及び政策、計画の実施の障害を除去する上で重要である。

5) インドネシア公共事業省空間計画局「国家空間戦略システムと観点の変化：経済、社会・政治、環境的課題に対応して」(イمام・サントソ・エルナイ氏)

インドネシアで昨年制定された新しい空間計画法とそれに基づいて本年策定された国家空間計画に関して、空間計画に影響を与える諸要素とインドネシアの国土空間の現状、空間計

画システムの概要、国家空間計画の戦略、更にその運用に向けての課題について報告された。

【背景 - 空間計画に影響を与える要素 - 】

インドネシアでは、2007 年 4 月に新しい空間計画法が制定され、同法に基づいて 2008 年 3 月に国家空間計画が策定された。国家空間計画は、社会、経済、政治、環境的課題に対応して展開されているが、その背景として空間計画に影響を与える諸要素を概観したい。

1998 年にインドネシアは大きな経済危機に見舞われ、一部のインフラ整備の遅滞と政治体制の混乱を招いた。この時期に、地方分権が進展し開発政策における多くの自治権が地方自治体に移管された。それ以降中央政府は、外交、防衛、治安、宗教、財政、金融、法律、裁判以外の要素に責任を負わなくなり、こうした政治の再構成が意思決定プロセスの大転換につながり、中央から地方のみならず、行政から議会へ、行政からコミュニティへといった流れを生んだ。また、経済、社会、政治の混迷からの回復の過程で、2004 年のアチェの津波など様々な災害に襲われた。

この他、気候変動、都市のスプロール、過密、森林の伐採、環境悪化等の課題があり、統合型の計画によって持続可能な空間計画を実行することが大変重要だと認識している。

【インドネシアの現状】

インドネシアの地理的背景を見ると、環太平洋火山帯上に位置し、地質状況から地震、火山噴火、津波、地滑り等の災害が非常に起きやすい。

都市化の動向は、2015 年には人口の約 6 割が都市部に集中することが見込まれている。

一方、森林減少が大きな問題である。保護林がインドネシア全体の 34%を占め、市街地が 64%となっているが、すべての島において分布が均等とはなっておらず、ジャワ島及びバリ島は、既に 7 割が耕作された非森林となっている。また、違法な伐採も横行している。

ジャカルタの土地被覆も大きく変化しており、緑地空間の比率が 1970 年代の 35%から 2002 年の 10%未満へと大幅に失われている。

下流地域における典型的な問題として、過度な水のあふれ出しに起因する定期的な洪水もみられる。さらに、地球温暖化により 2030 年までに海面が 30cm 上昇すると、インドネシアは 2,000 以上の島を失う可能性がある。

バイオキャパシティとエコロジカル・フットプリントのバランスを見ると、インドネシアは既にマイナスに転じたと指摘されている。

【空間計画システム】

空間マネジメントプロセスは、規制、権限付与、計画実行及び監督の 4 つの要素から構成される。このうち、計画実行は、空間計画、実施計画及び空間開発規制の 3 つから成り立っている。現在、空間計画の策定が進められているが、これらの 3 つは同時並行で進められている。こうした空間に関する計画実行は、国、州、県・市の各レベルでなされているが、いずれも地域社会の積極的な参画を伴うものとなっている。

空間計画実行の展望については、まず国家レベルの空間計画、次いで 32 の州レベル、さら

に 460 の県・市レベルというように、地方の自立を重要な切り口として計画が 3 層に分かれている。国家レベルの空間計画は既に策定されているが、州レベルは 2009 年までに、また 2010 年には県・市レベル、一番下の層に至るまで計画を完成という目標を描いている。

国家体系の中の空間開発規制方針としては、国家全体のゾーニング規制についての政策方針、開発許可の方向性、インセンティブ・ディスインセンティブの方向性及び行政による制裁の方向性の 4 つが定められている。開発の統制に当たっては制裁の賦課が重要であり、新法によって、違反行為に対して当局及びその行為者も制裁の対象となる可能性が出てきた。

法定の空間計画は、全体空間計画と詳細空間計画から成り、これは地方部、都市部とも同じである。また、これと並んで各行政レベルには戦略地域空間計画がある。全体空間計画は、空間全体の構造や土地利用計画、実施方法を定め、計画策定や開発調整政策も含まれる。この全体空間計画を細分化し具体的な図面を描くのが詳細空間計画である。県・市レベルの詳細計画は開発規制の基準として用いられる。国家、州、県・市レベルの戦略地域に対しては、特別な空間計画（戦略地域空間計画）を策定することができる。国家戦略地域とは、国家としての独立性、防衛と安全、経済、社会・文化、環境等の面から国家的見地、また世界遺産の一部となっている地域を含め、それらの影響力の大きさから判断して、空間管理において優先される地域である。州、県・市の戦略地域は、経済、社会・文化、環境に対して、州、県・市の見地から、それらの影響力の大きさから判断して、空間管理において優先される地域である。

持続可能性の視点から新空間計画法は、環境資源を守り保護する、環境保護条項を規定している。全ての河川流域の最低 30% を森林に、都市地区の最低 30% を公園緑地にすることを定めている。

【国家空間計画 - 21 世紀に向けた地政戦略学 - 】

戦略的開発フレームは、国家の土地戦略を構築するため、群島国家としての空間活用に安全性、快適性、生産性、持続性を実現し、国家としての一体感と安全を確保しようとするものである。こうした国家空間の展望を具体化し実現するには、国家戦略的開発が経済投資、地域の均衡発展、領土の防御、環境の持続性という 4 つの主要課題に取り組むことによって達成される。

国家空間計画は、国家空間構造計画と国家空間パターン計画の 2 つから構成される。国家空間構成計画は居住の中心地とインフラ網の体系であり、国家都市体系、国家輸送網、国家エネルギー・通信網、国家水資源網の 4 つから成っている。

国家都市体系は、西部と東部の間での均等な開発の配分を促すために、全国に分散している国家活動センター（中心都市）各地方、各国境地区を通じて経済活動センター（地方都市）を配置している。

国家輸送網は陸上、海上、航空輸送網の構造を決定する。国家道路網の開発は、地域ごとのアクセスを改善することで開発の配分と国家としての統一性確保の実現を図る。海上輸送網は、主要な島嶼同士及び最も外周に位置する島々を含む群島の相互間において、互いの連絡を促し国家としての独立性の確保を図る。国際港及び国内港、並びに第一種、第二種及び

第三種の空港が、主要な国家活動センター（中心都市）及び地方活動センター（地方都市）における経済活動を支援するように配置される。

国家水資源網の開発は、国内食糧の安全確保と主要な国家活動センター及び地方活動センター都市内の需要に見合う必要最低限の水供給を図ることを目的としている。

国家空間パターン計画は、国家による保護地区と国家戦略的価値のある耕作地区から成っており、前者は国立公園、主要森林地区、海洋生物多様性地区等の保存・保全を図り、後者には主要な居住地区、農業、工業、採鉱等の地区が含まれる。

環境保護地区は、各地域に適した形でバイオキャパシティと環境収容力の増進を実現する目的で配置されている。内陸部開発地区は、地域やその周辺の経済成長を支援し、均等な開発を促して地域社会の繁栄を拡大することを目的としている。沖合開発地区は、最適な手段によってインドネシアの海洋の持つ能力を追求し、地域やその周辺の経済成長を支援することを目的としている。この他、国家戦略地区が、文化、経済、環境、国防に関する国家のセンター（拠点）を守り、維持するために指定されている。

【実行に向けて】

新しい空間計画法ができ、国家レベルの空間計画が策定、実施されているが、次のような課題が残っている。

- ・ 空間計画と部門別、業界別開発の間に効果的な連携を構築する方法は何か。
- ・ 新しい空間計画法を施行するに当たり、中央政府と地方政府の役割分担をより効果的に行う方法は何か。
- ・ 法律制定後の移行期の混乱状態を減らす方法はないか。
- ・ 地方政府の権限に見合う地方の能力向上を促す方法はどのようなものか。
- ・ 地域社会は公平に扱われているのだろうか。

6）中国国土資源部「中国の国土計画の過去、現状および将来」（劉新衛氏）

中国の国土計画の発展過程にこれまで4つの段階があることを概観し、中国の国土計画の現状と新たな時代に入った中国国土計画の基本的特徴、さらに今後の国土計画の発展方向について報告された。

【中国の国土計画の発展過程】

第1段階は1950年代における近代的国土計画の始まりである。1956年に中国国務院は「新しい産業地域及び都市の建設を強化するに当たっての課題に係る決定事項」を取りまとめ、地域開発に係る計画の実行を要請した。第一次5カ年計画と第二次5カ年計画の期間内に一部の地区において国土計画が策定、実行された。1950年代の国土計画は、5カ年計画の中で国家経済の発展に向けた主要プロジェクトに重点を置いて策定され、経済発展を促した。

第2段階は1960～1970年代であるが、この時期において国土計画は、大躍進政策や文化大革命等の動きの影響により基本的に停止状態であった。

第3段階の1980～1990年代は国土計画の第一次全盛期と言える。1981年には土地行政局が設立され、1982～1984年に幾つかの地域において地域レベルの国土計画パイロット・プロジェクトが実行された。また、1987年に国家計画委員会が「国土計画編成方法」を発表し、さらに1985～1987年に「全国国土総体計画綱要草案」が作成された。そして同じ時期に、国土計画が全行政区で実行された。すなわち、1993年までに、30の省すべて、223の市のうち67%及び640の県のうち30%において大規模な形で国土計画が策定された。

この1980～1990年代の成果としては、土地資源に関する基礎的な情報を収集することができたこと、経済と社会の発展を空間的に分散する上で指導的な役割を發揮したこと（中国は東部、中央、西部の3つの経済圏に分けられ、沿岸部及び長江沿いの地域が開発の第一の軸とされた）、大量の有能な人材が育成されたこと、及び将来の国土計画のための基礎が据えられたことである。

第4段階は1990年代後半以降であるが、1993～1998年にかけて中国の国土計画は再び停滞し、国土計画に係るあらゆるレベルの行政部門が解体され、形骸化し、人員や予算が削減された。1998年、國務院は政府機関を整理する中で、国土計画の役割を国土資源部に移管した。それ以降、国土資源部は、国土計画に関する理論や手法の検討、さまざまな研究論文や文書の発行、300人以上の関連分野の人材育成を行い、パイロット・プロジェクトや初期研究を実施した。

【中国の国土計画の現状とその特徴】

中国の国土計画の現状とその特徴については、まず第1に地域レベルの国土計画に関するパイロット・プロジェクトが様々な地域で実施されたことが挙げられる。国土資源部は2001年からパイロット・プロジェクトを開始し、深圳直轄市、天津直轄市、新疆ウイグル自治区、遼寧省、広東省で展開されてきている。このうち、深圳直轄市及び天津直轄市における国土計画の構築は完了し文書化され承認された。他の地域についても、枠組みの文書化、方針の取りまとめなど順調に進行している。

パイロット・プロジェクトの実施に係る特徴としては、パイロット・プロジェクトを通じて、堅実な基盤のもとに調査研究が行われたこと（62件の調査項目が立ち上げられ、うち15が天津、10が深圳、22が遼寧省、15が広東省で行われた）、計画の中心となる考え方が比較的明確に打ち出されたこと（例えば、天津直轄市の国土計画は経済、人口、資源、環境の連携した開発を実現する総合的な計画の構築を目指している）、計画の要点と特徴を際立たせていること（例えば、天津の中心課題は近代的な国策港湾都市の建設と中国北部における経済の中心地となること）、探求と革新に対する大胆な取り組みが行われたこと（国土計画に係る理論、手法、組織設定、実行管理のあり方等までカバーする取り組み）である。中国の国土計画の現状については、第2に、全国レベルの国土計画の新しい展望に向けての初期調査が完了したことが挙げられる。国家レベルの国土計画を実行する必要性と実行可能性を調査し、全国計画策定に向けた知識面の支援と意思決定の判断材料を提供するに当たり、中国科学院地理科学・資源研究所、土地・資源経済研究所、国土資源部情報センター等の協力の下、2005年から初期調査が行われた。その上で、2007年9月には「全国国土総体計画

要綱初期研究」が採択された。

こうした新たな時代に入った中国の国土計画の基本的な特徴としては、市場経済体制の確立が、国土計画にマクロ経済を調整する重要なツールとしての役割を要求していること（国土計画が政府のマクロ経済規制を空間面から強化するようなツールとなること）、経済・社会の発展や資源・環境の変化が国土計画に継続的な包括性の向上を求めていること（中国の持続的発展戦略を進める上で、合理的な開発と土地資源の利用、経済構造と産業配置の最適化及び調節、生態的環境の保護・管理等を総合的に勘案する必要がある）、多様な種類、多様な空間規模の国土計画の構築が同時に進められる中で国土計画の合理性を追求する必要があること（経済・社会の開発計画、主要特区の計画、都市計画、国土計画等との相互関係を正常化する）、国土計画の理論が完成度を高めていくに当たり、新しく高度な技術が適用されていること、の4点である。

【中国の国土計画の発展方向】

このような状況の中で、中国として将来を見据えた新しい国土計画を考えるときが来ている。中国の国土計画の発展方向の第1として、全体計画の基礎となる重要項目を強調することが挙げられる。

まず中国の国土計画は経済、社会、資源、環境などすべての要素を総合的に勘案しなくてはならない。経済や社会の発展と、資源や環境の建設上の分配という観点との連携を調節していかななくてはならない。また、地域開発のバランスをとり、調節しなくてはならない。同時に、新しい時代の国土計画は、全体的な調整の基礎となるところの重要項目を強調しなくてはならない。その際には、土地と資源の開発や利用についての戦略を検討し、しっかりとした地域の機能区分に基づいて合理的な地域区分を行うとともに、科学的な目的や計画を提示する必要がある。

次に、中国の状況に合った国土計画体系としなければならない。中国の国土計画体系は国と省と市町村が3つの層をなしており、それを土台としながらも、複数の省や複数の市にまたがる計画で補足をしていく。一方、国土計画を重要な結びつきとする、あるいは土台とする空間計画の策定システムを確立する必要がある。

3番目に、国土計画を支える様々な政策の研究を強化することが挙げられる。すなわち、法整備や既存の関連法の修正、国土計画に係る研究機関の設立、財政あるいは金融的な手段の積極的活用、さらには社会の参加を促していくことが必要である。

4番目として、国土計画のパイロット・プロジェクトで得られた経験を集約し改善を施していく必要がある。パイロット地区は多様なかつ見本となる性質を有するものを選定する必要がある。そして、パイロット・プロジェクトを実施するためには、いろいろな種類の行政的段階における地域単位を意図的に選んでいく必要がある。

最後に、国土計画に関する国際的な交流と有能な人材の育成を強化していく必要が挙げられる。このため、多様な育成コースを準備すること、人材を選定し海外での学習の機会を与えること、実践分野における協力を促進し協力メカニズムを構築するように試みることが考えられる。

(4) 総括討議の主な論点

1) 空間計画をめぐる環境変化に対する実感

- 国家計画の役割が減少しつつあること、またさまざまな地方レベルにおける自治が高まっているということが過去 10 年間の状況であるが、国家計画は、まずその中で予算を持っているということ、つまり計画の実行の部分については影響力を及ぼすことができると考えている。中央政府の計画自体について影響力は減っているけれども、財源配分を握っているという部分はある。それを通じて地方政府に対する影響力を行使することができる。(フィリピン)
- タイにおいても状況は同じ。国土計画の計画局も力がかなり下がってきている部分は確かにある。強力な政権が 4 年間という任期の中で、強力な政策を導入するという段階においては、すなわち自らの政策をその時間枠の中で実行していく場合は、国家計画、国土計画もそれほど重要性がないということになる。

その一方で、予算策定の段階において NESDB が影響力を行使していくことは十分に可能であり、さらに財務省、またタイ中央銀行などと連携していくことができる。すなわち、予算をどのようにして配分していくのかという権限については、現時点においても NESDB の範疇にある。(タイ)

- 1 点目は政府の改革は不可避であるということ。政府が施策を展開していく中で、計画は重要である。国家開発計画の実践として、空間計画的な側面も取り入れていくことは重要と考えます。すなわち、一つの体系的な計画として、社会経済面と空間面の両方を押さえるべきと私は考える。

次に、地域の自立であるが、地方自治体において、自治権を持って各地方の空間計画をつくるとともに、国家計画としての方向性を、さらにまた技術的な、そしてまたプロフェッショナルリズムにおいて向上していく必要がある。

最後に、民間社会として空間計画の実施、開発計画の実施は、非常に重要であるからこそ、国家政府としては、学者、民間分野、地方自治体と、いろいろなステークホルダーをまじえて能力養成措置をやるべきである。(インドネシア)

- ベトナムにおいても、国土計画は、計画経済の部分が更に縮小されており、現状において、地方当局、各省との関係についても状況が変わってきている。主要な理由の 1 つは、各省で計画を提案し、財務省がその提案に従って予算を配分する - 投資も歳出の部分も同じ - 状況においては、財務省が予算を通じてプロジェクトをアレンジする機能を担うようになった。(ベトナム)
- 長年計画を使ってきたわけですが、国民は現在、計画は確かに役立つが、時としてそれが実施されないという認識もある。また、特に近年、参加ということの重要性が高まっている。

また、経済開放政策等を推進する中で、コーディネーションが重要であると考えます。最も難しいのは、政府の各省庁の中でいかに調整をしていくかである。マスタープラン

計画、国家計画の中で調整する中で、一生懸命調整に取り組んできた。

さらに、国民は、計画の中に経済的要素だけを入れておけばよいものではないことに思い至っている。多くの人々が研究やリソースを経済以外の分野、例えば環境に振り向けなくてはならないと考えるようになった。それがマスタープランの中にも生かされている。社会、資源、また環境というものを考えなくてはならない。(中国)

2) 東アジアにおける地域開発協力の可能性

- 東アジア地域を視野に入れた位置づけ、東アジア各国の交流、連携の深化ということが一つの大きなテーマになっている。また将来的に「東アジア」というのが、かなり緊密な人々の日常的な交流圏になるのではないと思われる。国の計画は、一国で自足するというよりも、かなり活発な交流を想定せざるを得ないのではないか。その中で、例えば東アジア共同体というイメージについての各国の感触、可能性をどう考えるか。
- このようなイニシアチブは文化的交流、アイデアの交流・交換から始まると思われる。例えば、このアジアというコミュニティを考えますと、何らかの形で一体感を醸し出す、その一体化を模索することが必要だと考える。

最初は、ローカルの人たちに信頼してもらうところから協力が始まる。アジア諸国においては、EU や他地域に比べて国々の協力が進んでこなかったが、恐らくディスカッションをする内容がなかったのか。単に二国間協力で小さな規模でしかなかったということと思われる。

- 地域の協力は、実際には既に小規模ながらスタートしている。例えば、タイでは、インドネシア、マレーシア、ブルネイ、バングラデシュなどとの間で協力が始まっている。ただ、大規模になると強い政治的な意思、協力が必要である。それぞれの国も自国の利益は守りたいわけで、いろいろな政治的な意思が働いているので、統一したアジェンダがつくりにくい面はあるのではないか。
- 成長のための駆動力は、ヨーロッパ、アメリカ、あるいは日本とも違うものがあると思われる。そうした中で、自由貿易ということを考えても、将来は物あるいはサービス、財貨の貿易だけではなく、人の流通も自由化される必要がある。
- グローバリゼーション、そしてリージョナリゼーションの時代に入って、EU が私たちのいい手本になるのではないかとと思われる。また、国土計画の作成と実行という観点からは、ある一つの国の国土計画を策定する場合に、リージョンという切り口からいくことが重要であり、その次のステップとして、包括的な幅広い協力がくるとと思われる。また、将来に向けての視点の展開が必要であろう。
- 空間的な側面で開発計画として実施されていく中で、ニーズとしては地域開発が必要だと考える。その意味では、地域的なコミュニティをつくるべきと考える。また、そういったアイデアを実現するためにも、各国との定期的な会合も必要だとと思われる。少なくとも国同士の間でのネットワークづくりが重要であり、こういった共通の価値観が実現できるとして、隣接国との協力も達成していくことができ得るならば、情報を共有し、国同士の間でお互いに評価することが重要だと考える。

- そういったインテグレーションを有効に活用して、経済をもっと発展させることが重要だと思われる。そして、コミュニティに関する参画、外よりも中にいて、経済発展をすることが重要だと考える。

3) プレゼンテーションを踏まえた総括コメント

- 計画の役割が最近変わってきている、少し弱まってきているという議論が結構なされた。また、市場経済との関係でもなかなか勝てないという話もあった。ただ、市場経済に任せきりでいいのかという問題が基本的にあって、それに対して計画の役割、特に国土計画、地域計画をつくる役割は、まだまだ低くないのではないかと、役割はまだたくさんあるのではないかと。
- アジアの国々ではまだ計画をつくる役割は非常に高いが、それを訴えていくのがなかなか難しい。計画の失敗もないわけではない。逆に言えば、計画の役割は非常に重いけれども、技術の蓄積、あるいは各国が持っている技術や情報といったものをお互い交換しきれていないから、計画の役割がなかなか一般に普及できていないところもあるのではないかとと思われる。
- その意味では、参加された方々のような間で情報を定期的に、しかもなるべく頻繁に、あるときは直接会って、またあるときは、いまは電子メールや電子会議がいろいろありますから、そういった手段で情報を交換することが非常に重要なのではないかと。
- アジア諸国もこれから人口減少が始まる。当然その過程では高齢化も非常に激しくなっていくということで、その中で、新たな国土計画あるいは地域計画のノウハウをためていかなければいけない。これも、今後 20～30 年を見据えた課題として非常に重要なのではないかと。日本は 2005 年を境に既に人口が減っており、最初にわれわれがノウハウを蓄積しなければいけない立場にある。
- その過程で、ほかの国々からも情報をもらいながら、新しいタイプの国土計画をつくっていかなければならない。出生率の顕著な低下もアジア共通の現象である。その意味でも今後はわれわれが手を携えて、もちろん国同士で手を携えるのも重要ですが、ここではあえて専門家、あるいは計画を研究している研究者の間に手を携えて、今後の国土計画をよくしていく。あるいは、国土計画を超えた国際的な地域計画の枠組みも、実務家・学者の側から積極的に提案していくことが非常に重要ではないかと。

4) まとめ

- 国土計画あるいは空間計画が、世界的に見て非常に大きな転換期にある。これはアジアの国だけではなくてヨーロッパ、アメリカ等も含めて、世界的な傾向として、この 10 年ぐらいの間に長期的・合理的な計画に対する信任が非常に揺らいできた。これはグローバル化の問題、あるいは民主化、市民社会の台頭、あるいは、ヨーロッパで言えばベルリンの壁の崩壊といったさまざまなことが影響しているが、いずれにせよ長期的かつ合理的な空間計画、あるいは経済計画に対する信任は非常に揺らいできている。しかし、長期的な計画が不要というわけではない。短期的かつプロジェクトベースの活動は長期

的に整合性がとれないということは、環境面、社会面、経済的な変動の問題や不公正の問題といった非常に大きな問題を招来する。

- 従って、国土計画について、いままでとは違うことが必要になる。1 点目は、新しい公共性の問題が出てくる。いままで長期的な計画は政府が独占的につくっていたが、それは信任が得られなくなってきたのだから、多様な主体が参加することによってつくり上げていくことが必要になる。多様な主体が参加することで新たな公共性を長期計画が獲得していかなければいけない。

2 点目は、新たなスケーリングが必要になる。資本の自由な活動、あるいは人々の国境を越えた自由な交流といったものが、長期的な計画に対する信任を揺らがせたわけであるから、国境という閉じた形の中で完結しない、新しいスケールのもとでの計画がどうしても必要になる。ローカルガバメントへの抜本的な地方分権が、生活の質の確保という点で必要になるが、その一方で、資本や人の動きがそうなのであるから、国境を越えたスーパーリージョナルな空間的な計画的対応が必要になっている。ただ、アジア地域について見れば、EU のように国境より大きな新しい境界を確定して空間計画をつくっていくというのは、歴史的に見ても、あるいは現在の社会状況を見ても、恐らくないだろうと思われる。むしろ各国の計画が同じ理念を共有化していくことが非常に重要で、サステナブル・ディベロップメントなどの理念を共有化していくことが非常に重要であろうと思われる。

- 経済のグローバル化に関して地域格差問題の新たな展開が見られる。1 つには、新しい成長コリドーをつくり出すことによる地域間格差の是正という新しい展望が見えてきている。いままで国境地域は、通常であれば経済的なバックワードというか、経済的に不利な地域なわけですが、新しい地域間協力のもとで成長コリドーになっていく可能性が見えてきた。その意味では、新しい成長のエンジンが地域間協力のもとで現れている。

逆に言えば、新しい地域間格差問題を生み出す問題をはらんでいる。すなわち、そういった成長コリドーから外れたところは、新しい解が見出しにくくなっている。政府が優先開発地域と指定したとしても、民間投資がそこについてこないということが起きるのであるから、解決が非常に難しい地域間格差を生み出してしまう。

- グローバル化の中での経済成長を求めようとすればするほど、地域間の問題ではなくて、むしろ社会階層間の問題、あるいは移民と移民以外の人との格差の問題という、地域内の格差、あるいは都市内での格差が非常に大きな問題になってくる。今後は、地域間格差ではなくて地域内格差も非常に大きな課題になってくる。いずれにしろ、新しい地域間格差の問題が空間計画の中の新しい課題になってきつつあるのではないかと、いうことを指摘したい。